

県民意見公募（パブリック・コメント）

令和8年6月19日（金）～令和8年7月21日（火）

逢瀬川流域水害対策計画（素案）

令和8年6月

福島県

郡山市

逢瀬川流域水害対策協議会

流域水害対策計画について

- ・ 流域水害対策計画は、特定都市河川浸水被害対策法（以下、「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域の区域全部又は一部をその区域に含む都道府県及び市町村の長並びに特定都市河川流域に係る特定都市下水道の下水道管理者（以下「河川管理者等」という。）により策定されるものである。
- ・ 計画に基づく措置については、定期的に実施の状況に関する評価を行い、必要があると認めるときは、本計画を変更する。（法第 4 条第 11 項）

目 次

第 1 章	特定都市河川流域の現状と課題.....	1
第 1 節	特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市流域内の下水道の概要.....	1
第 1 項	特定都市河川流域の概要.....	1
第 2 項	特定都市河川の概要.....	5
第 3 項	特定都市河川流域内の下水道の概要	6
第 2 節	過去の浸水被害の状況.....	8
第 3 節	治水計画の沿革と現状の課題.....	15
第 1 項	治水対策の沿革	15
第 2 項	現状の課題	16
第 2 章	特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針.....	17
第 1 節	基本的な考え方.....	17
第 2 節	計画期間.....	20
第 3 節	計画対象区域	21
第 4 節	特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	22
第 3 章	都市浸水想定	23
第 4 章	特定都市河川の整備に関する事項	25
第 1 節	県が行う河川の整備	26
第 2 節	市が行う河川の整備	26
第 5 章	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留 浸透施設の整備に関する事項.....	27
第 6 章	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項	28
第 7 章	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨 水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な 貯留又は地下への浸透に関する事項	31
第 1 節	基本的な考え方.....	31

第2節 雨水貯留浸透施設	32
第3節 ため池の治水活用	34
第4節 水田貯留（「田んぼダム」の取組）	35
第5節 既存の雨水貯留浸透施設等や保水・遊水機能を有する土地の保全	36
第6節 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等	37
第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項	38
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項	39
第1節 基本的な事項	39
第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知	40
第10章 都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項	41
第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針	43
第1節 貯留機能保全区域の指定の方針	43
第2節 浸水被害防止区域の指定の方針	44
第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	45
第1節 リスクコミュニケーションの充実	45
第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達	48
第3節 大規模氾濫に関する減災対策	52
第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	53
第1節 阿武隈川（合流先河川）の河川整備	53
第2節 浸水区域における建築物の浸水対策・耐水化	55
第3節 浸水被害の早期解消対策	57
第4節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応	58
第5節 流域水害対策計画の計画管理	59

第1章 特定都市河川流域の現状と課題

第1節 特定都市河川流域と特定都市河川、特定都市流域内の下水道の概要

第1項 特定都市河川流域の概要

逢瀬川流域は、阿武隈川水系の中流部に位置し、福島県の経済、文化の中心都市である郡山市に属している。逢瀬川は幹川流路延長 21.6km、流域面積 56.6km²の一級河川であり、西は奥羽山脈で豊かな森林地域を源としており、大久保川、馬場川などの支川を合わせ、郡山盆地を流下し、郡山市には都市と水田、耕地が広がっている。

また、東北新幹線、東北自動車道が整備され、商工業、農業など多様な産業の集積と公的な産業支援機能や高次な都市機能の集積度が高く、本県の産業経済の中核的な地域としての役割を担っている。

表 1.1 流域の諸元

項 目	諸 元	備 考
指定区間延長	27.6 km	
流域面積	56.6km ²	
流域市町村	1 市	郡山市

※逢瀬川 21.6km、大久保川 1.8km、馬場川 4.2km

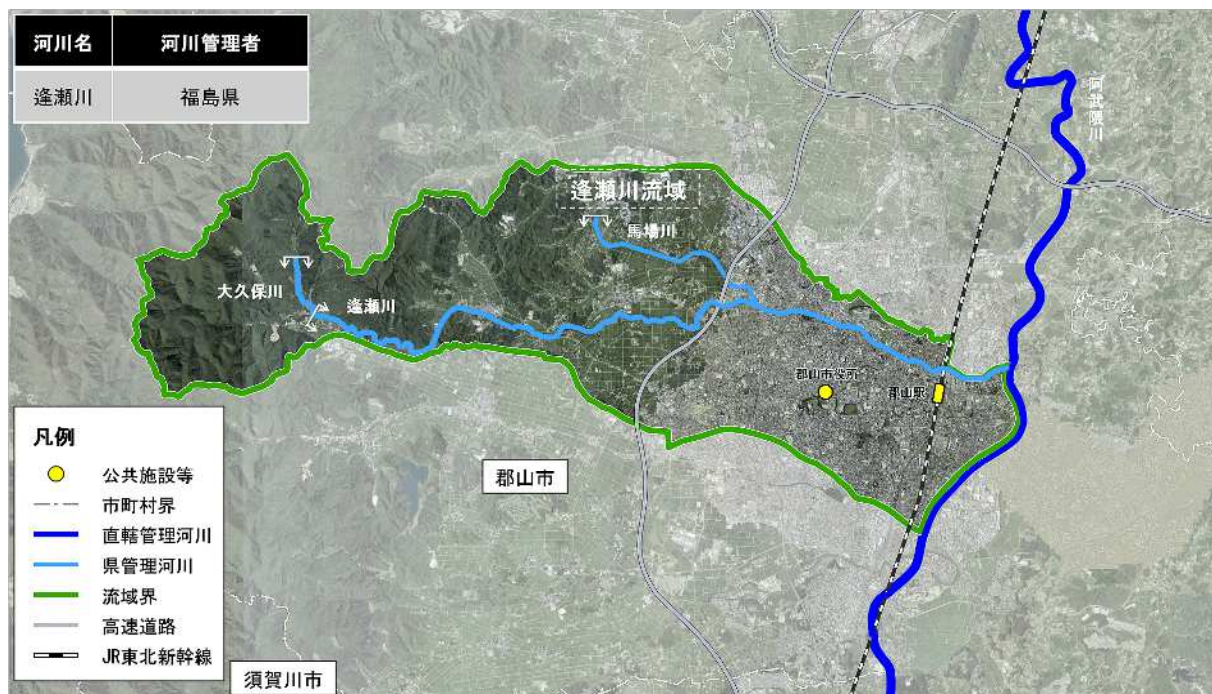
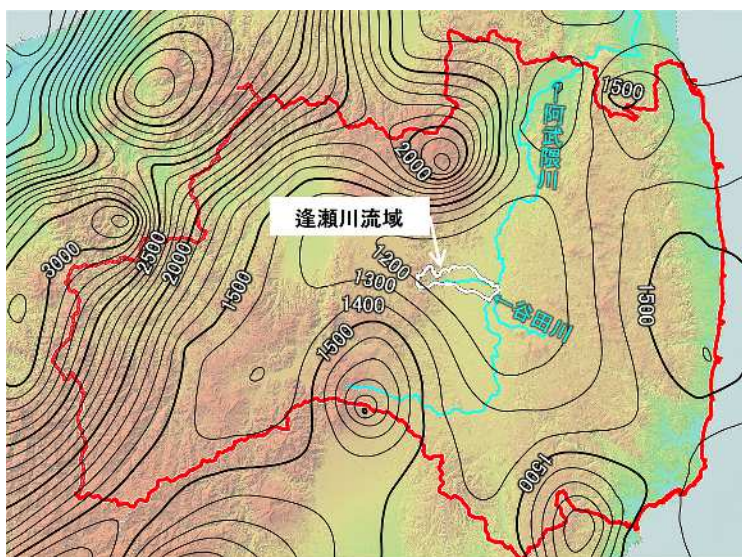


図 1.1 逢瀬川流域図

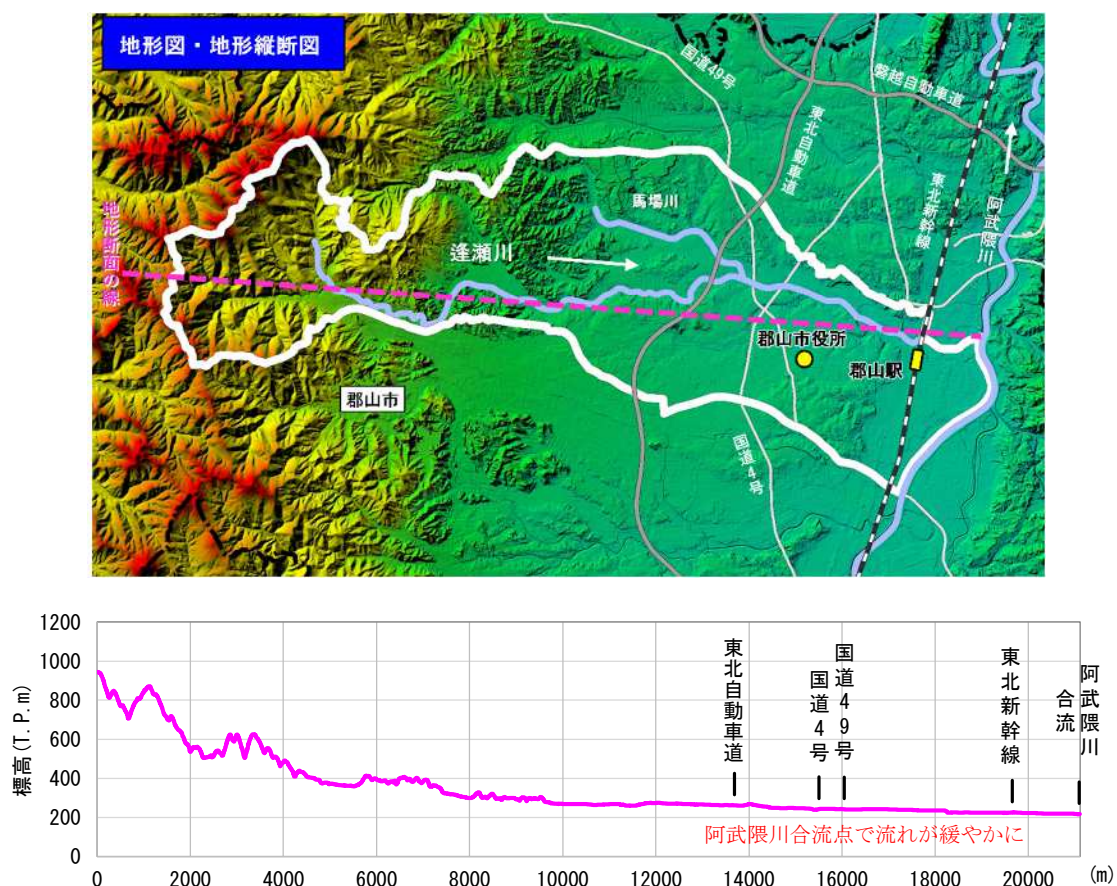
(1) 流域の特徴

逢瀬川流域の年降水量は 1,200mm～1,300mm 程度である。逢瀬川流域の上流部は山地で河川勾配が急であり、中流部は郡山盆地とよばれる平坦地が広がっており、阿武隈川合流点付近で、勾配が緩やかになっている。



出典：気象庁メッシュ平年値 2020

図 1.2 逢瀬川流域の降水量



出典：基盤地図情報 10m メッシュ標高

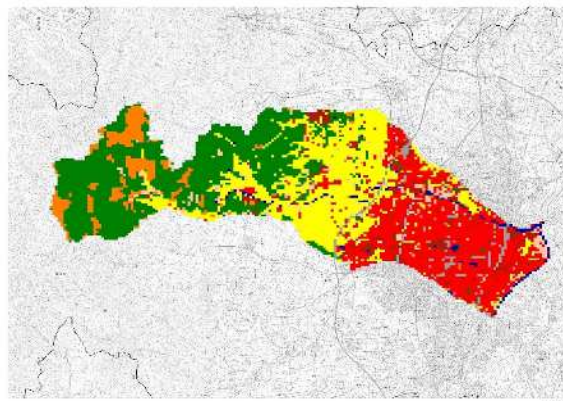
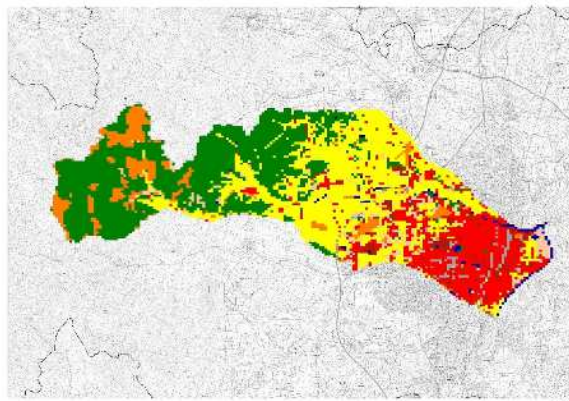
図 1.3 逢瀬川流域 地形コンター図、地形断面図

(2) 土地利用の変遷

逢瀬川流域の土地利用は、上流域に森林、中流域に田畑、下流域に市街地が分布しており、下流部の市街化は著しい。土地利用状況は、昭和 51 年（1976 年）頃は流域面積の約 21% が市街化されており、平成 9 年（1997 年）頃には約 39%と増加傾向であった。その後はほぼ横ばいとなっており、令和 3 年（2021 年）の市街地率は約 39%である。

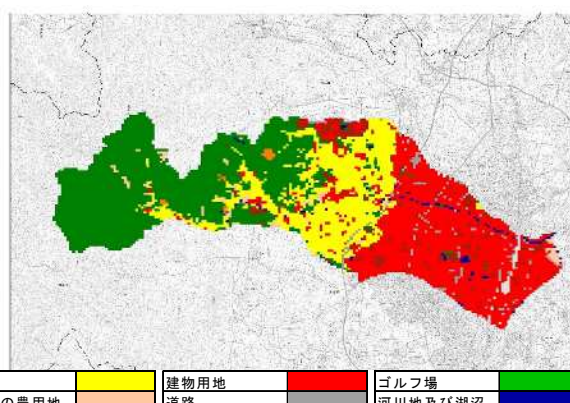
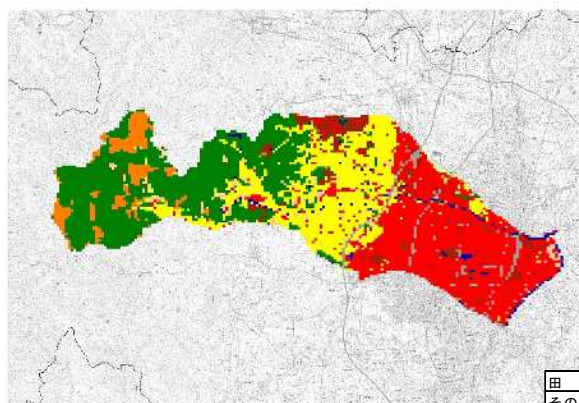
■昭和 51 年（1976 年）

■平成 3 年（1991 年）



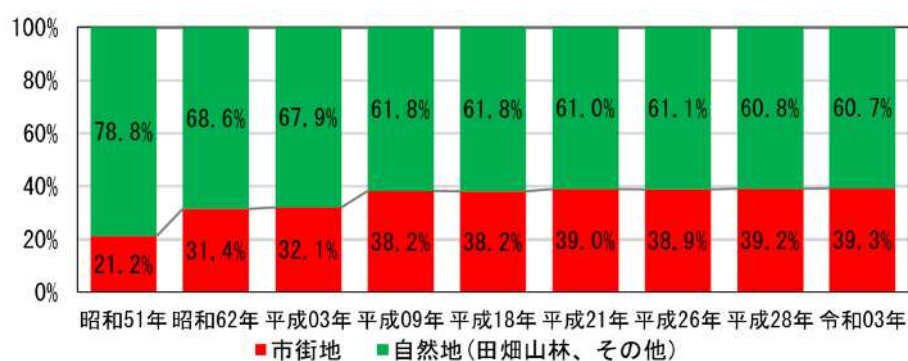
■平成 18 年（2006 年）

■令和 3 年（2021 年）



田		建物用地		ゴルフ場	
その他の農用地		道路		河川地及び湖沼	
森林		鉄道		海浜	
荒地		その他の用地		海水域	

図 1.4 土地利用の変遷



出典：国土数値情報 土地利用細分メッシュ

図 1.5 市街地率の経年変化

(3) 人口、産業の推移

流域関連市町村の人口は、昭和 55 年（1980 年）当時は約 28 万人程度であったが、平成 17 年（2005 年）には約 34 万人となっている。人口の伸びをみると、平成 17 年（2005 年）にピークを迎え、近年はほぼ横ばいである。

産業構成を見ると、第一次産業は 3%、第二次産業は 25%、第 3 次産業は 72%であり、第 3 次産業の占める割合が最も大きい。

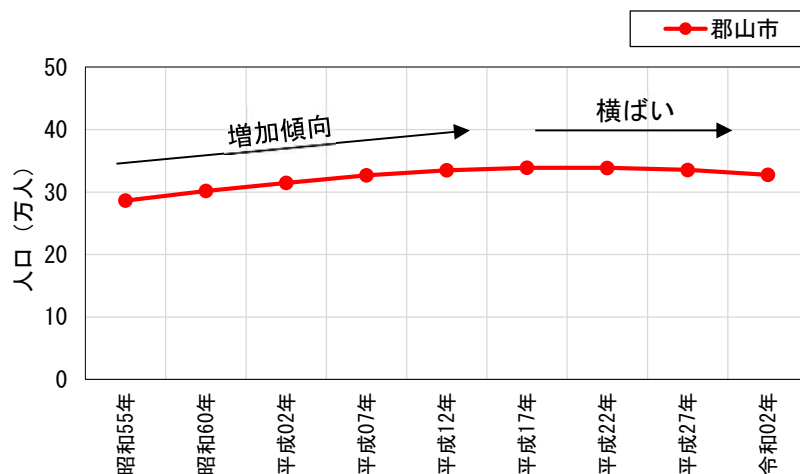
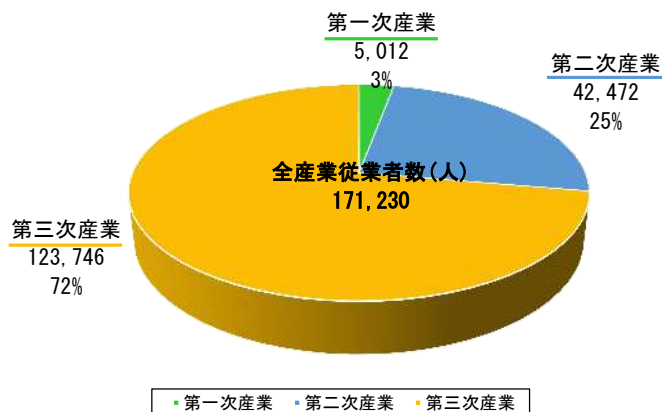


図 1.6 流域関連市町村における人口の推移(郡山市)



出典：令和 2 年 国勢調査

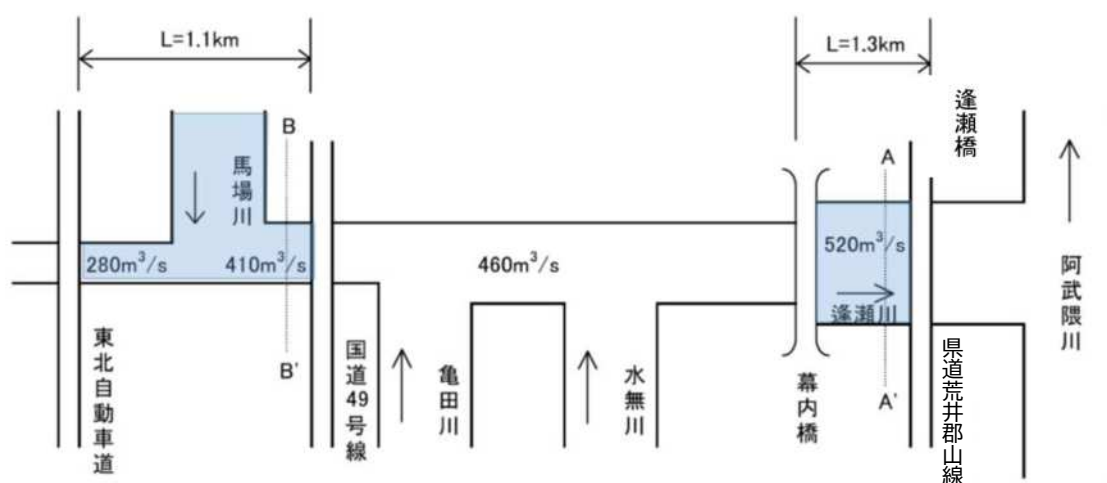
図 1.7 流域関連市町村における産業別就業者数(郡山市)

第2項 特定都市河川の概要

逢瀬橋（橋梁）から阿武隈川合流部までの区間は、昭和 61 年度（1986 年度）からの河川激甚災害特別緊急事業により河川改修が実施され平成 2 年度（1990 年度）に完了している。

また、同時期に逢瀬橋から国道 49 号までの区間を対象に「ふるさとの川整備河川」に認定され、地域住民との意見交換会を開催しながら、河道の滞筋を極力保全するなど、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。

逢瀬橋上流は、逢瀬橋から幕ノ内橋間の $L=1.3\text{km}$ 、国道 49 号から東北自動車道間の $L=1.1\text{km}$ を郡山圏域河川整備計画に位置付け、昭和 63 年度（1988 年度）から逢瀬橋上流の 1.3km 区間の河川改修を令和 8 年度（2026 年度）の事業完了に向けて進めている。



出典：一級河川阿武隈川水系 郡山圏域河川整備計画 福島県（平成 18 年）を一部変更

図 1.8 河川整備範囲



図 1.9 大窪橋～咲田橋間の整備状況

第3項 特定都市河川流域内の下水道の概要

郡山市の下水道整備は進捗しているが、平成 22 年（2010 年）7 月 6 日に発生した局地的大雨（いわゆる「ゲリラ豪雨」）によって、市街地では床上浸水 62 戸、床下浸水 141 戸の被害が発生した。このような災害を受けて、平成 26 年（2014 年）9 月に国の「100mm/h 安心プラン」に「郡山市ゲリラ豪雨対策 9 年プラン」を登録し、河川事業（国・県・市）と下水道事業（市）が連携した対策を実施している。

これらにより、局地的大雨により一時的に下水道の排水能力を超えることで発生する内水氾濫の軽減を目的とした下水道（雨水貯留）施設の整備に取り組んできた。



図 1.10 下水道（雨水貯留）施設（郡山市）

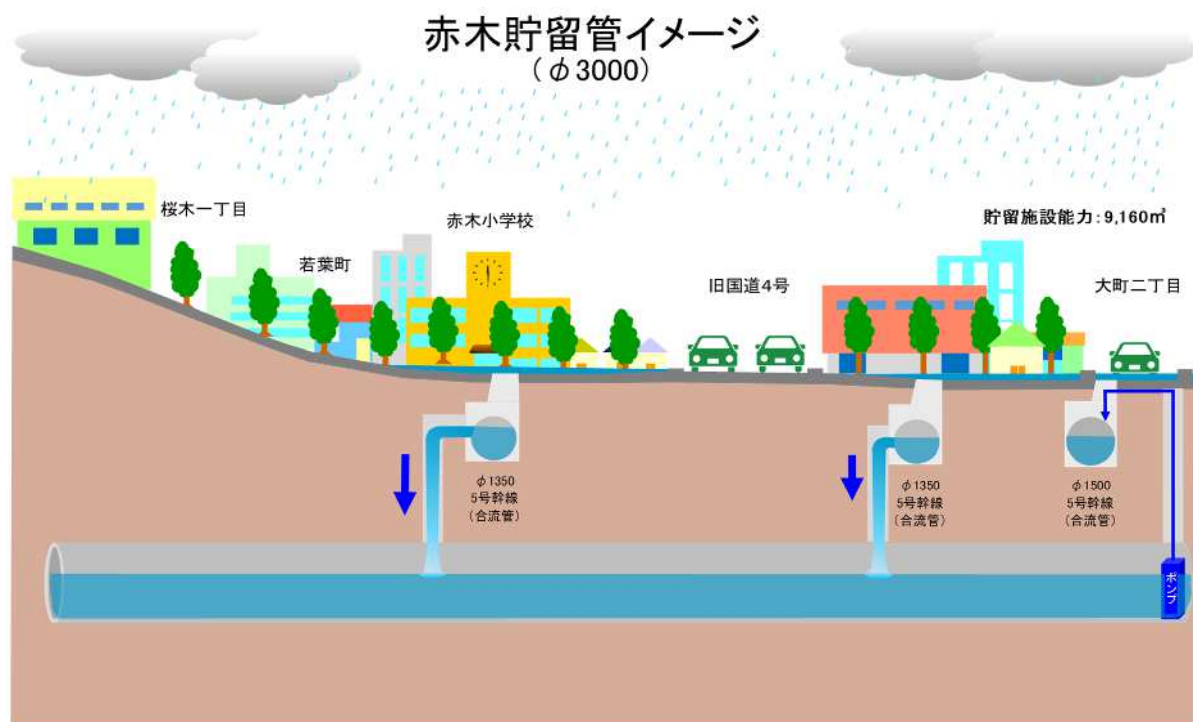
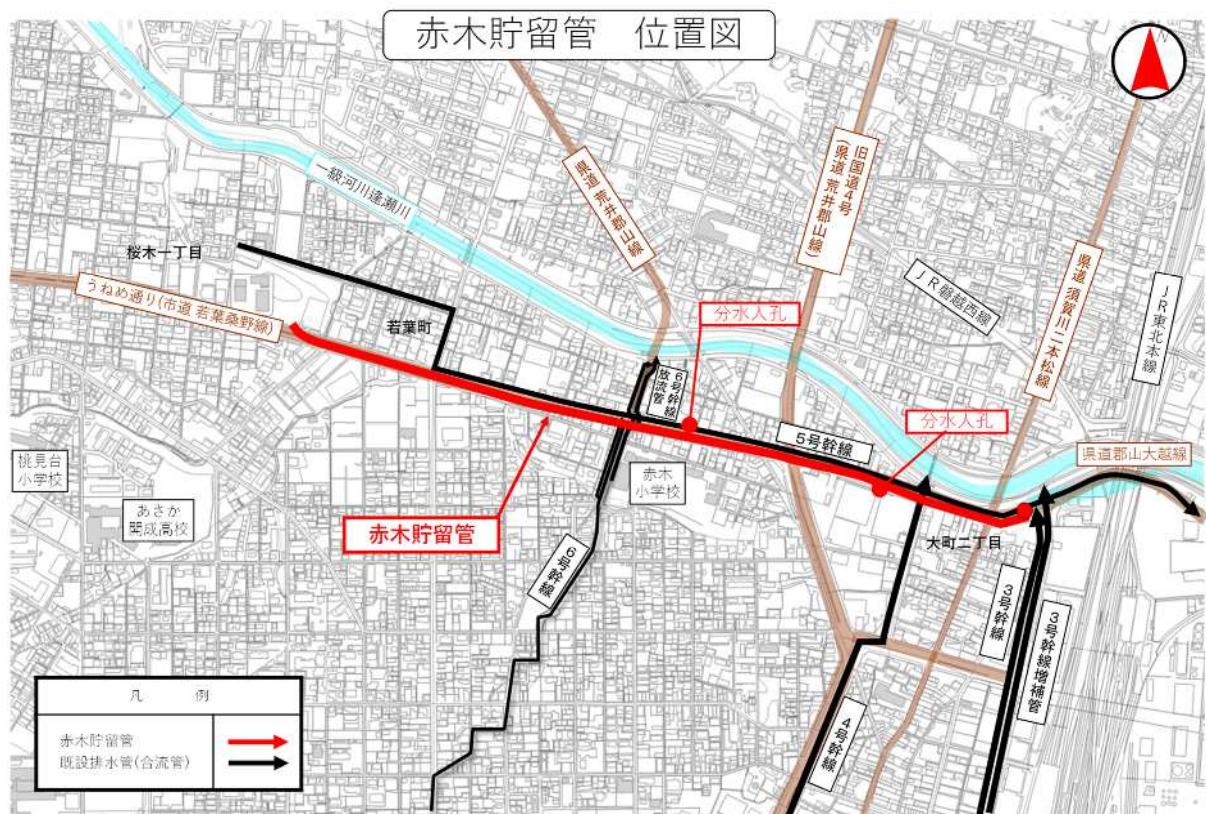


図 1.11 郡山市ゲリラ豪雨対策 9 年プランの対策イメージ (赤木貯留管)

第2節 過去の浸水被害の状況

逢瀬川流域では、度重なる浸水被害を受け着実に対策を進めてきたが、近年では、昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）、平成 22 年 7 月集中豪雨、平成 23 年 9 月洪水、令和元年東日本台風（2019 年 10 月台風第 19 号）で多くの家屋で浸水被害が発生した。

表 1.2 逢瀬川流域における近年の洪水被害

洪水	発生要因	床下浸水 (戸)	床上浸水 (戸)	備考
昭和61.8.5集中豪雨水害	台風第10号から変わった温帯低気圧	87	277	
平成10年8月末豪雨による災害	前線、台風第4号	6	1	
平成11年7月13日～14日	熱帯低気圧	9		
平成14年7月10日～11日	台風第6号、梅雨前線	(135)	(103)	郡山市
平成16年7月10日・13日	梅雨前線（平成16年7月新潟・福島豪雨）	100	46	
平成16年10月19日～21日	台風第23号、前線	(8)	(1)	郡山市
平成17年8月20日	大気の状態不安定	2		
平成20年7月27日	大気の状態不安定	(91)	(24)	郡山市
平成22年7月6日・7日	大気の状態不安定	(139)	(304)	郡山市
平成23年9月21日	台風第15号	11	59	
平成25年7月22～23日	梅雨前線、大気の状態不安定	10	2	
平成29年10月22～23日	台風第21号、前線	(7)		郡山市
平成30年7月10日	大気の状態不安定	(2)		郡山市
令和元年10月12日～13日	令和元年東日本台風（台風第19号）	186	515	※

出典：水害統計

※令和元年東日本台風の被害件数は、阿武隈川左岸からの越水による浸水戸数も含む。

※（ ）書きは郡山市全体の被害

(1) 昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）

昭和 61 年（1986 年）8 月に発生した台風第 10 号は福島県において記録的な大雨をもたらした。逢瀬川では、郡山市全体で浸水被害が発生し、各種工場、事業所、一般住宅等が浸水した。

逢瀬川流域の浸水被害は、床下浸水 87 戸、床上浸水 277 戸となった。

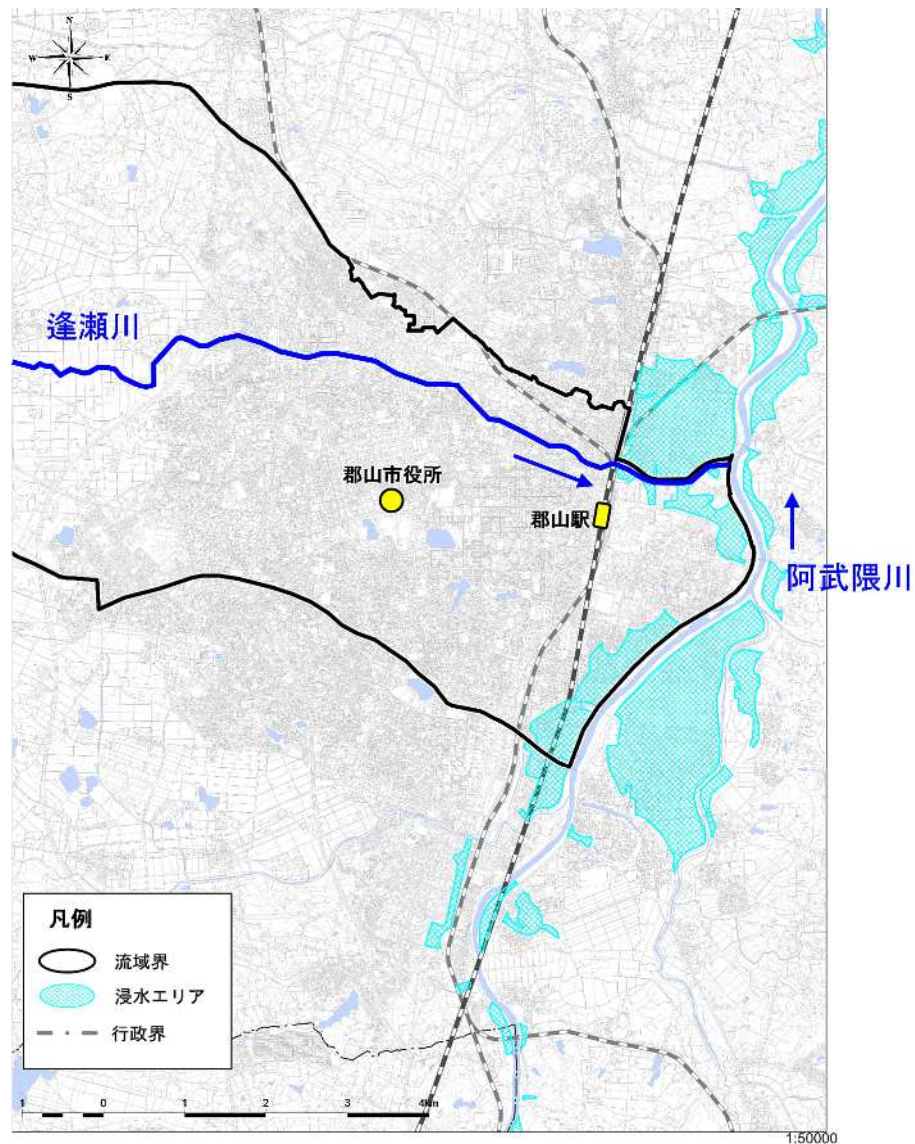


図 1.12 昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）の浸水範囲



図 1.13 昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）の浸水状況 逢瀬川左岸の堤防破堤



出典：災害記録誌 昭和 61 年 8 月 4 日～5 日（逢瀬川・谷田川）

図 1.14 昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）の浸水状況 郡山市富久山町

(2) 平成 22 年 7 月集中豪雨

平成 22 年（2010 年）7 月 6 日に発生した集中豪雨では最大時間雨量が 74mm に達した。都市機能が集積する JR 郡山駅西口周辺で浸水被害が発生した。郡山市全体で床下浸水 139 戸、床上浸水 304 戸の浸水被害が発生した。

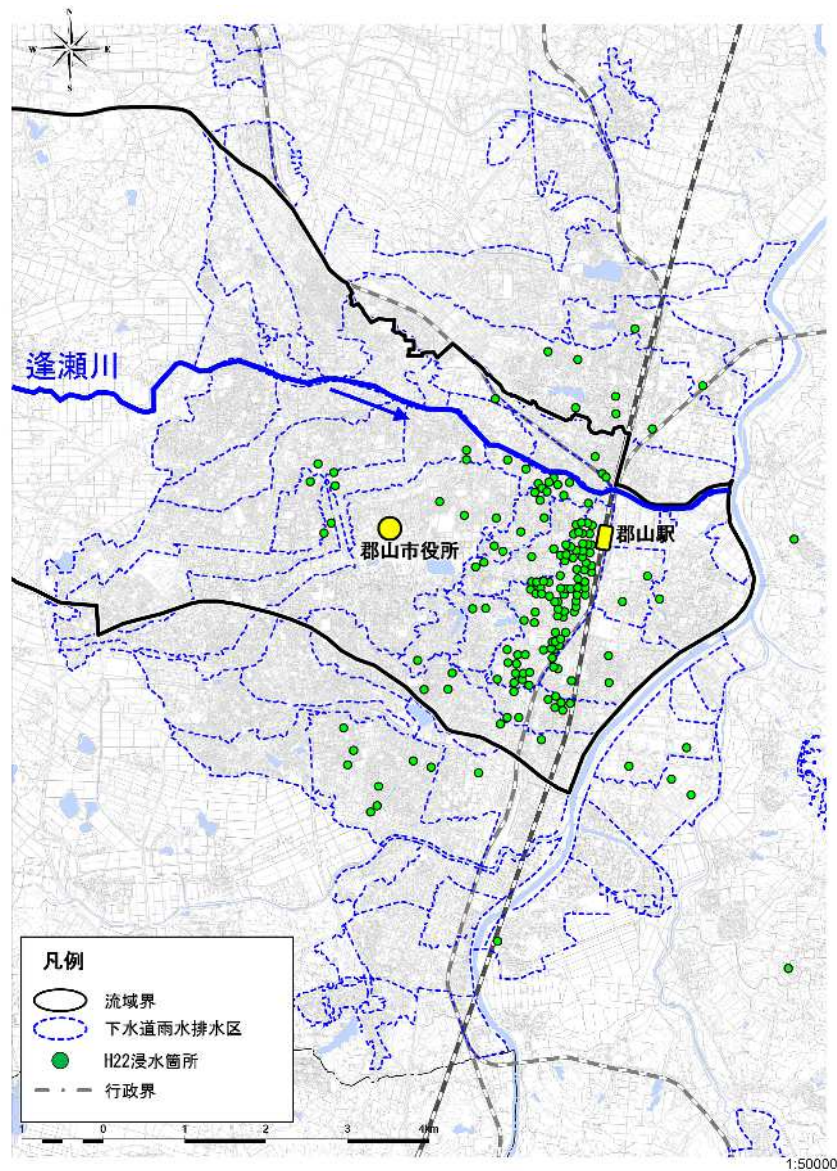


図 1.15 平成 22 年 7 月集中降雨の浸水範囲



出典：過去 30 年間の郡山市水害史

図 1.16 平成 22 年 7 月集中降雨の浸水状況 駅前アーケード



出典：郡山市ゲリラ豪雨対策 9 年プランについて

図 1.17 平成 22 年 7 月集中降雨の浸水状況 駅前地区

(3) 令和元年東日本台風（2019 年 10 月台風第 19 号）

令和元年東日本台風（2019 年 10 月台風第 19 号）では、逢瀬川からの越水および阿武隈川左岸からの越水による浸水被害が発生した。逢瀬川流域で、床下浸水 186 戸、床上浸水 515 戸の浸水被害が生じた。被害戸数は、阿武隈川左岸からの越水による浸水戸数も含む。

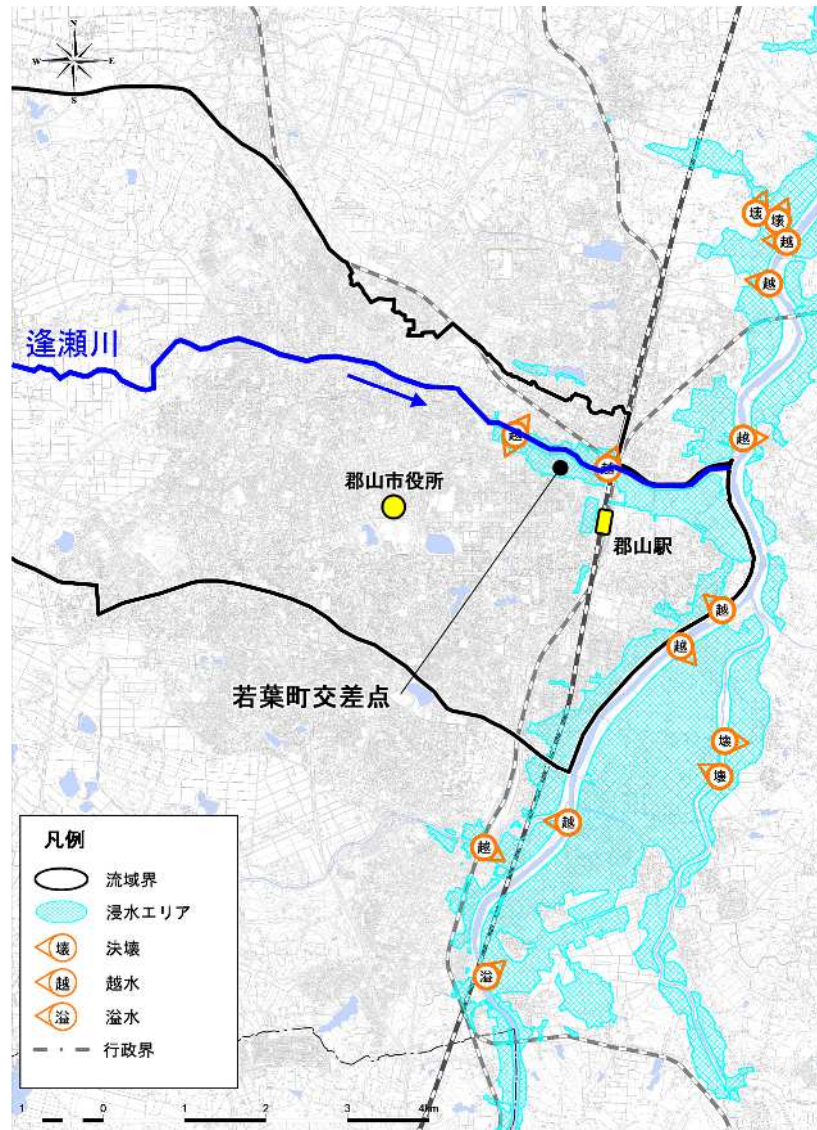


図 1.18 令和元年東日本台風の浸水範囲



出典：国土地理院撮影 撮影日令和元年10月13日

図 1.19 令和元年東日本台風の浸水状況 阿武隈川合流点付近



出典：福島河川国道事務所 令和元年東日本台風写真集

図 1.20 令和元年東日本台風の浸水状況 若葉町交差点浸水状況

第3節 治水計画の沿革と現状の課題

第1項 治水対策の沿革

逢瀬川の治水事業では、昭和 61 年（1986 年）8 月の台風第 10 号による甚大な被害を契機として、河川激甚災害特別緊急事業の採択を受け、逢瀬橋下流から阿武隈川合流点において昭和 61 年度（1986 年度）から平成 2 年度（1990 年度）までに本川バック堤としての嵩上げと、堤体の強化を図るための堤内地側への腹付けを行った。また、低水路の開削と漏水対策等の護岸整備もされた。

平成元年度（1989 年度）には「ふるさとの川整備河川」の認定を受け、逢瀬橋上流から国道 49 号区間にて、川の特性に応じた 3 つのゾーンを設定し、動植物の生息・生育に配慮した河川整備が行われた。

その後、平成 18 年度（2006 年度）に河川整備計画が策定され、逢瀬橋から幕ノ内橋間の $L=1.3\text{km}$ 、国道 49 号から東北自動車道間の $L=1.1\text{km}$ を対象に築堤、河道掘削の整備が進み、現在では逢瀬川橋から幕ノ内橋区間について令和 8 年度（2026 年度）を事業完了の目標とし、整備が進められている。



出典：一級河川阿武隈川水系 逢瀬川 谷田川 激特事業竣工

図 1.21 河川激甚災害特別緊急事業整備後の様子（逢瀬川橋より上流を望む）



出典：きよらかな 水面に映る 逢瀬の緑 逢瀬川 ふるさとの川整備事業

図 1.22 ふるさとの川整備河川の計画区間

第2項 現状の課題

逢瀬川中下流域は、郡山市の市街地や郡山市役所及び郡山駅等の人口・資産が集積した区域を流れる河川である。逢瀬川は阿武隈川に合流する河川であり、阿武隈川からバックウォーターの影響を受ける。阿武隈川の流域、流路は南北方向になっており、台風時には、特にその影響を強く受ける。

【流域の課題】

内水氾濫等による被害が発生しているなか、また、将来の気候変動の影響による降雨量の増大も考慮しなければならない。このため、流域内の雨水貯留浸透施設や貯留機能が期待できる水田などを活用した流域対策の推進による流出抑制の強化を図るとともに、貯留機能を有する土地の保全、水災害リスクを踏まえた土地の利用、水災害に強いまちづくりの検討が必要である。

また、逢瀬川流域がある郡山市については東北有数の経済県都であり、市内には多くの企業や複数の大学があり、交通の要衝ともなっていることから、流域水害対策の検討にあたっては、通勤・通学者、外国人等への配慮が必要である。

【河川の課題】

逢瀬川は現在も河川改修等により浸水被害の軽減が図られているものの、流域における都市化の進展により下流部では河川沿川まで家屋が連たんしており、新たな河川の拡幅といった抜本的な河道改修は困難な状況である。

このため、逢瀬川の治水安全度向上においては、下流部への負荷を増大させずに河川改修を進める必要があることから、流域全体での雨水貯留浸透施設の整備などの、「ためる（洪水を貯留）」対策が必要である。

また、市街化の進展による流域の保水力の低下や気候変動による降雨の増大も想定されるため、今後も治水対策を検討していくことが必要である。

【下水道の課題】

逢瀬川流域のうち、下水道は、市街化区域を対象に雨水幹線等の整備を進め、浸水被害の軽減を図ってきたが、局地的大雨により雨量が一時的に下水道等の排水能力を超えて浸水被害が発生している。下流部の低平な地形では雨水が溜まりやすく、河川水位が上昇すると雨水排除が困難な状況にある。

また、市街化の進展による流域の保水力の低下や気候変動による降雨の増大も想定されるため、今後も浸水リスクの高い地区など、優先度を踏まえた効果的・効率的なハード整備やソフト対策を推進する必要がある。

第2章 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針

第1節 基本的な考え方

逢瀬川流域では、逢瀬川が合流する阿武隈川の水位上昇に伴い、背水（バックウォーター）により逢瀬川の河川水位が上昇するなど、水害リスクの高い地形的要件を有している。加えて、近年の地球温暖化に起因する気候変動等の影響により、豪雨災害の頻発化・激甚化が顕著となっている。こうした状況を踏まえ、流域治水の推進にあたっては、行政機関のみならず、地域住民、企業、関係団体等、流域に関わるすべての関係者が主体的に関与し、「自分事」として取り組むことが極めて重要である。

当該流域における流域治水の実践にあたっては、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトなどによる河川整備の加速化のみならず、流域対策についても雨水貯留浸透施設の整備や貯留施設の保全・拡充などの対策を進めつつ、土地利用のあり方も検討して流域対策の実効性を向上させるなど、本流域水害対策計画に基づき、流域のあらゆる関係者が協働し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じる。

具体的には、現行の河川整備計画で目標とする降雨に気候変動の影響を考慮した規模の降雨を「都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）」として定め、河川、下水道の整備を加速するとともに、流域対策の一層の推進を図る。

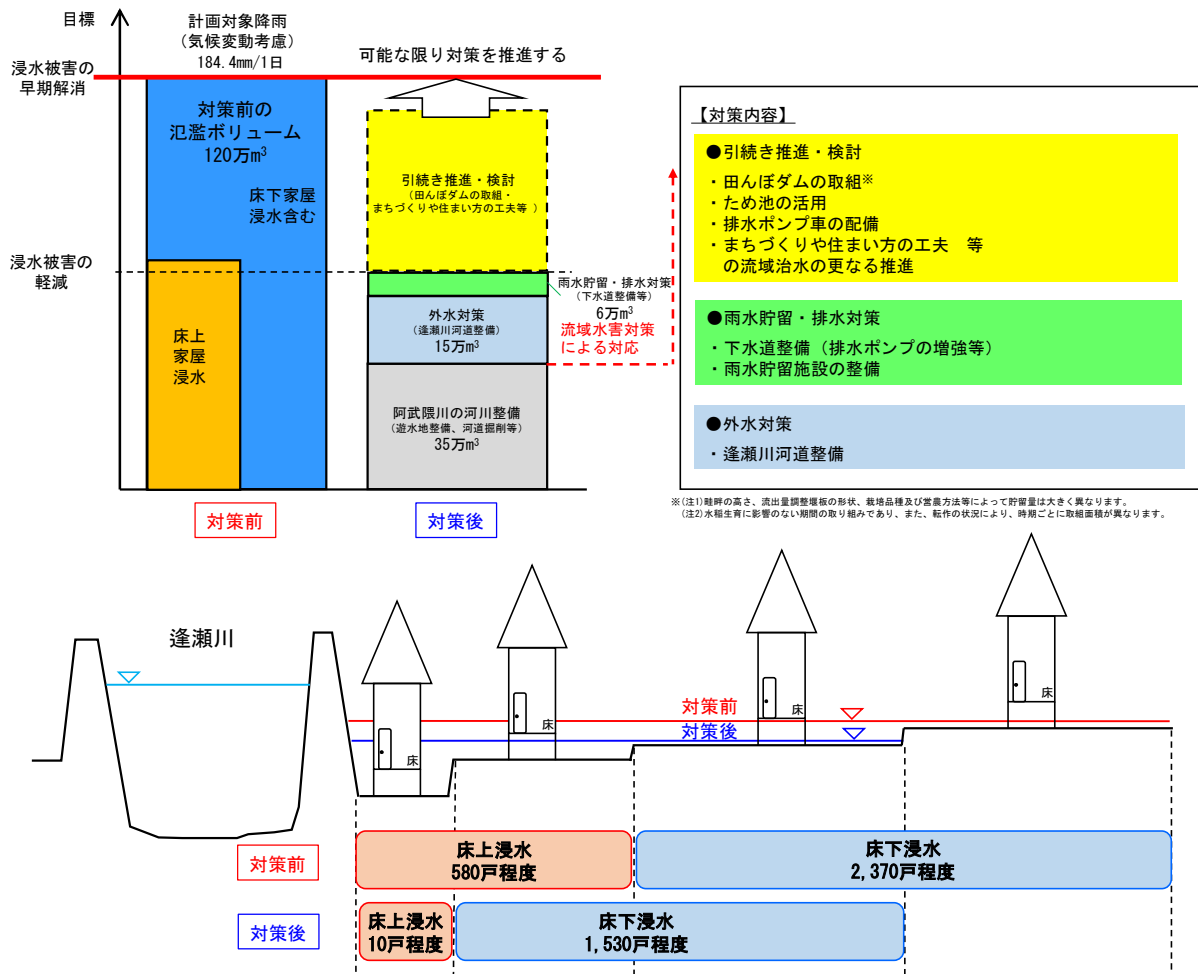
河川整備、下水道整備等の内水対策、雨水貯留浸透施設等の流域対策の推進や土地利用規制等を活用し、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するとともに、一部に残る浸水が想定される区域においては、水害リスク（浸水深や浸水頻度等）やまちづくり計画等を踏まえた土地利用や住まい方の工夫等により、床下浸水を含む浸水被害の軽減を図る。

さらに、想定し得る最大規模までのあらゆる水害リスクを可能な限り想定し、防災教育の充実、広域避難や垂直避難の検討、水防活動の強化等を通じて、人命の保護及び経済被害の軽減に取り組む。

なお、浸水被害対策の実施にあたっては、「グリーンインフラ」を活用しながら、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、地域特性や土地利用の状況に十分配慮しながら、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを推進する。

また、内水氾濫によって生じるごみ対策については、河川及び下水道の管理者、地方公共団体のみならず、河川協力団体や地域住民等とも連携して取り組むものとする。

以上の基本的な考え方に基づき、流域のあらゆる関係者の参画のもと、土地利用状況や地形特性等を踏まえ、計画対象降雨に対して、「①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策」「②被害対象を減少させるための対策」「③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」の3つの視点から、総合的かつ多層的な対策を講じる。



※浸水戸数及び浸水ボリュームは、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したもの。なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

図 2.1 浸水被害対策の基本的な考え方

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策（氾濫への対応）

流域全体で雨水や流水等を貯留する対策や洪水を流下させる対策、氾濫水を制御する対策をそれぞれ充実し、自然環境が有する多様な機能も活かしながら、効果的に組み合わせて実施する。主な対策は以下のとおりである。

- ・ 河川整備・適切な河道管理
- ・ 下水道（雨水）整備
- ・ 雨水貯留浸透施設の整備（公共施設における貯留、調整池等）
- ・ ため池の治水活用や水田における雨水流出量抑制の取組
- ・ 雨水貯留浸透施設整備に対する支援制度の検討
- ・ 一般住宅等の雨水浸透施設や浄化槽を再利用した雨水貯留槽の設置
- ・ 森林整備・保全 等

②被害対象を減少させるための対策（建築物への対応）

水害リスクの低いエリアへの誘導や住まい方の工夫等の浸水軽減対策を講じる。主な対策は以下のとおりである。

- ・ 立地適正化計画（防災指針）の活用による適切な居住誘導及び土地利用規制
- ・ 建築物の耐水化
- ・ 住まい方の工夫（家屋嵩上げや移転等居住対策等の推奨）
- ・ 貯留機能保全区域の指定の検討 等

③被害の軽減、早期復旧、復興のための対策（脆弱性への対応）

流域全体で「避難体制の強化」「経済被害の軽減」「早期復旧・復興」等のための対策を組み合わせ、被害を最小化する。主な対策は以下のとおりである。

- ・ 国、県、市町村、民間などの機関が連携したタイムラインの活用
- ・ 被害発生時の情報収集・情報伝達の迅速化（ワンコイン浸水センサの設置推進等）
- ・ 水害リスクに対する住民の理解促進（ハザードマップの周知、避難訓練の実施）
- ・ マイ・タイムラインの作成促進
- ・ 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施
- ・ 防災アプリによる住民へのリアルタイム情報の提供
- ・ 浸水被害の早期解消のための排水ポンプ車の効果的な運用
- ・ 防災教育や防災知識の普及に関する取組 等

第2節 計画期間

計画期間は、河川整備計画（県）、まちづくりの計画期間を考慮したうえで設定するものとする。

河川整備計画については、福島県における圏域の河川整備計画では対象期間を概ね30年としている。

下水道計画については、雨水管理総合計画における長期の想定年次を概ね20年と設定している。

まちづくりに係る計画については、福島県で策定している都市計画区域マスタープランは計画期間を概ね20年後としている。また、各市町村で策定している都市計画マスタープラン等は、概ね10～20年後の都市の姿を展望した基本的な方向性を示している。

以上のとおり、河川整備計画（県）、まちづくりの計画期間を踏まえ、計画対象降雨（現行の河川整備計画の目標とする降雨に気候変動の影響を考慮した規模の降雨）に対し、流域一体で総合的かつ多層的な浸水被害対策を講じることで、浸水の解消または軽減の効果を発現させるために必要な期間として、計画期間は概ね30年とする。

なお、計画期間は、これまでの災害発生状況、現時点の課題、河道の状況等に基づき決定するものであり、河川及び下水道（雨水）整備の進捗、河川状況の変化、新たな知見や技術的進展、まちづくり等の社会経済の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行うものとする。

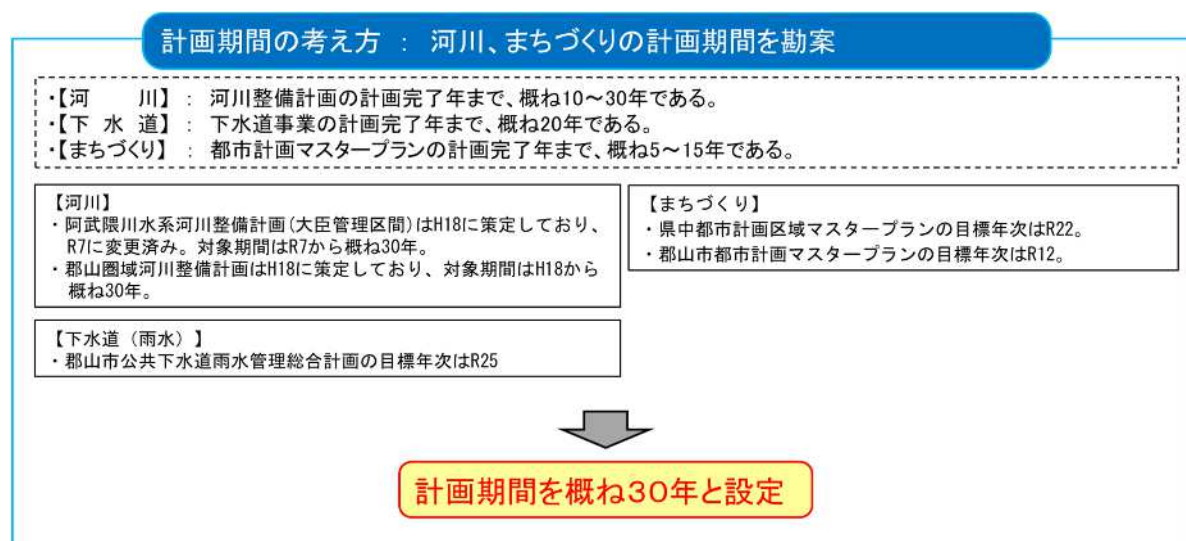


図 2.2 計画期間の考え方

第3節 計画対象区域

計画区域は、逢瀬川の自然流域に逢瀬川流域に流れ込む下水道事業計画区域を含めた逢瀬川特定都市河川流域全体とし、河川対象区間は、水防法第 14 条に基づく洪水浸水想定区域指定河川である逢瀬川、馬場川及び大久保川の県管理区間上流端までとする。

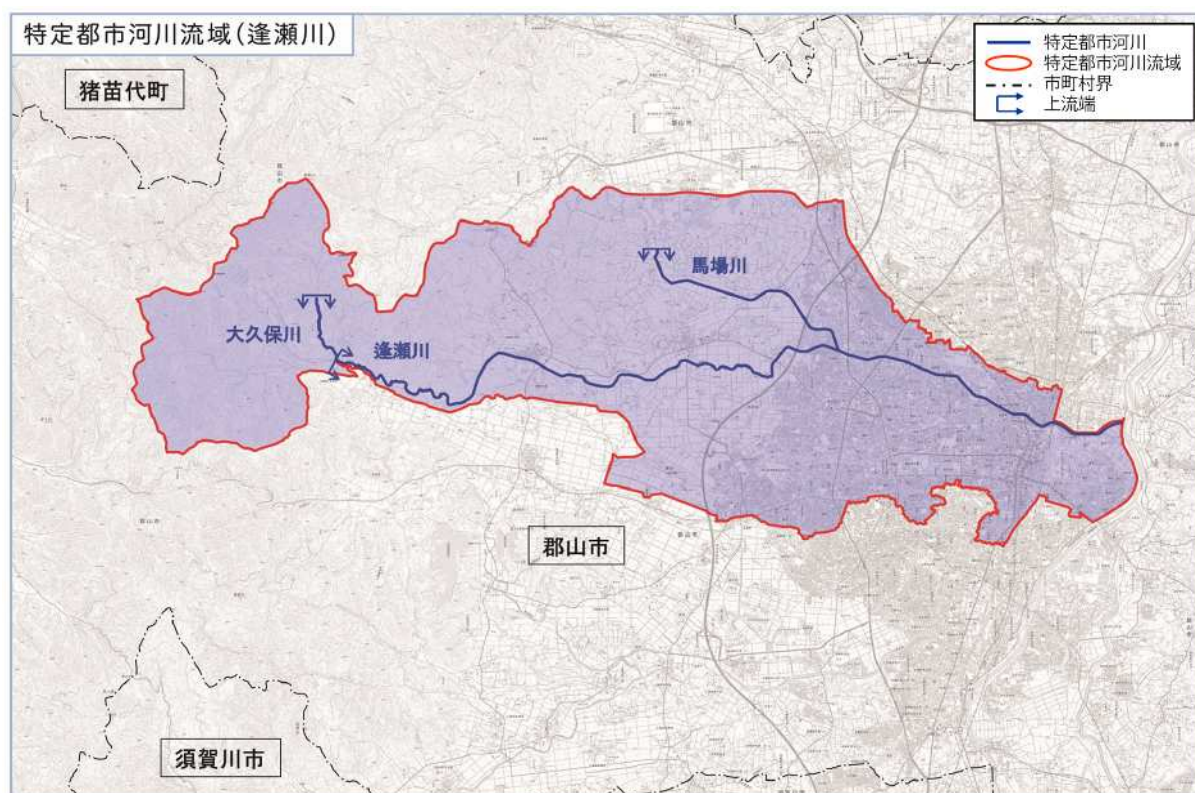


図 2.3 計画対象区域（逢瀬川特定都市河川流域）

表 2.1 逢瀬川特定都市河川一覧

名称	区間	
	上流端	下流端
逢瀬川	左岸：福島県郡山市逢瀬町多田野字堰場 9 番 2 地先 右岸：福島県郡山市逢瀬町多田野字黒岩原 3 番 3 地先	阿武隈川の合流点
馬場川	左岸：福島県郡山市片平町字中屋敷向 70 番地先 右岸：福島県郡山市片平町字中屋敷向 69 番地先	逢瀬川への合流点
大久保川	左岸：福島県郡山市逢瀬町多田野字大将旗 9 番 1 地先 右岸：福島県郡山市逢瀬町多田野字大将旗 8 番 1 地先	逢瀬川への合流点

第4節 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

逢瀬川流域では、河川整備計画において既往最大である昭和 61 年 8 月洪水（台風第 10 号）規模を安全に流下させることを目標として河川改修を進めてきた。

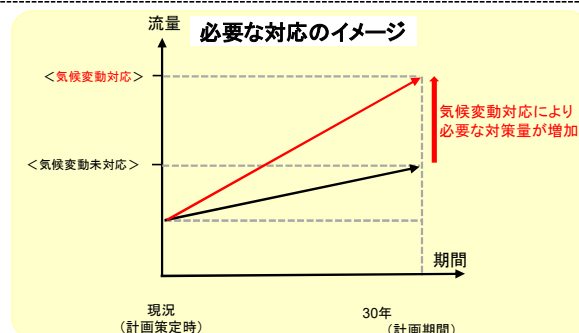
しかしながら、近年、全国各地で地球温暖化に伴う気候変動の影響により、施設能力を上回る洪水が発生しており、大規模な豪雨災害が頻発している状況である。

これらを総合的に勘案し、流域全体で都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨（計画対象降雨）を、第 3 回逢瀬川流域水害対策検討会の結果から 3 つの外力のうち浸水面積、氾濫量ともに最も大きい外力である気候変動の影響を考慮した規模〔昭和 61 年 8 月洪水規模×1.1〕とする。目標となる降雨に対しては、降雨波形及び降雨量を定め、河川整備や貯留浸透施設の設置、土地利用規制等の活用により、浸水被害を軽減し、流域内住民等の安全の確保を図る。

①【既存の河川整備計画を考慮】	
・河川整備計画目標である①整備計画規模：S61.8洪水規模	
②【気候変動の影響を考慮した規模】	
・気候変動の影響を考慮した降雨（②気候変動の影響を考慮した規模：S61.8洪水規模×1.1）	
③【近年の浸水被害実績】	
・近年の浸水被害実績が最も大きく、地域住民に強く認識されている洪水③令和元年東日本台風	

⇒ 上記①整備計画規模、②気候変動の影響を考慮した規模（①×1.1）、③令和元年東日本台風のうち浸水面積の最も大きい②気候変動の影響を考慮した規模を計画降雨として設定。

No	ケース	24hr雨量	浸水解析結果	
			浸水面積	氾濫量
①	整備計画規模	167.6mm	227ha	94万m ³
②	気候変動の影響を考慮した規模 (整備計画規模×1.1)	184.4mm	279ha	120万m ³
③	令和元年東日本	198.9mm	161ha	60万m ³



気候変動の影響を踏まえ、整備計画の目標雨量×1.1を目標とする
⇒ 気候変動を考慮した規模の外力に対して、浸水被害の軽減を目指す。

図 2.4 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨の考え方

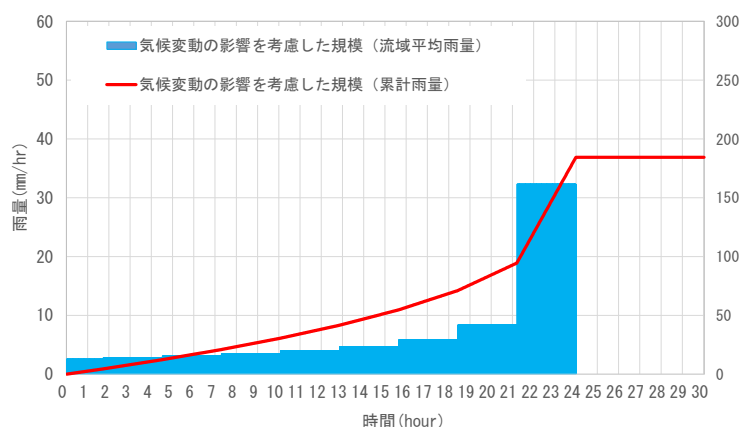


図 2.5 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨

第3章 都市浸水想定

都市浸水想定は、計画対象降雨が発生した場合に、洪水（外水浸水）または雨水出水（内水浸水）による浸水が想定される区域と、浸水した場合に想定される水深を示すものである。

流域水害対策計画の対象降雨（流域平均雨量 184.4mm/1 日（昭和 61 年 8 月洪水規模に気候変動の影響を考慮したもの））が生じた場合に、洪水（外水氾濫）または雨水出水（内水氾濫）による浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を示す。

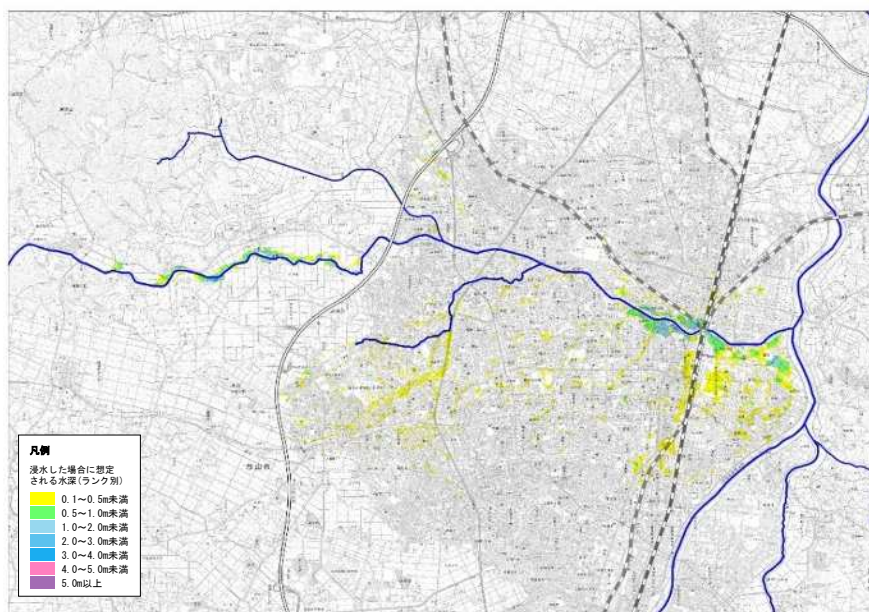


図 3.1 都市浸水想定

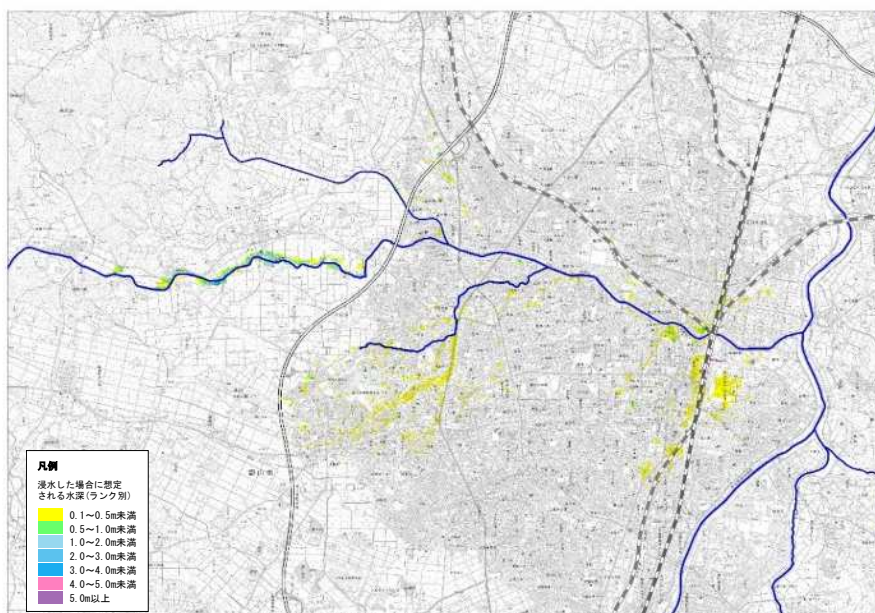


図 3.2 （参考）ハード整備※1 実施後の都市浸水想定

※1 ハード整備とは、「図 2.1 浸水被害対策の基本的な考え方」に示した流域分担計画のうち、「浸水被害を軽減するために必要な対策量」に基づいた整備（阿武隈川の河川整備、外水対策（逢瀬川の河川整備）、雨水貯留・排水対策（下水道整備含む））のことである。

表 3.1 都市浸水想定における浸水戸数、浸水面積、計算条件

		都市浸水想定	ハード整備※ ¹ 実施後の 都市浸水想定(参考)
浸水戸数※ ² (戸)	床上	580 戸程度	10 戸程度
	床下	2,370 戸程度	1,530 戸程度
	合計	2,950 戸程度	1,540 戸程度
浸水面積※ ² (ha)		279	166
計算条件	河道	・現況河道(R4 年度末)	・整備後河道
	流域対策	・現況ポンプ場 ・雨水貯留施設	・計画ポンプ場 ・雨水貯留施設

※1 ハード整備とは、「図 2.1 浸水被害対策の基本的な考え方」に示した流域分担計画のうち、「浸水被害を軽減するために必要な対策量」に基づいた整備（阿武隈川の河川整備、外水対策（逢瀬川の河川整備）、雨水貯留・排水対策（下水道整備含む））のことである。

※2 浸水戸数及び浸水面積は、シミュレーションにより予測した都市浸水想定区域に基づき算出したもの。なお、シミュレーションは地形情報等を基に浸水想定を行う簡易的な手法を用いているため、内水の浸水リスクは大きくなる傾向がある。また、浸水戸数の計上では住家のみを対象としている。

第4章 特定都市河川の整備に関する事項

特定都市河川の整備において、県の河川整備については、平成 18 年（2006 年）4 月に策定した「一級河川阿武隈川水系 郡山圏域河川整備計画」を踏まえて、各々の規模の降雨を目標として対策を進める。ただし、整備の目標を超える規模の洪水が発生した場合は、被害発生危険性は避けられないため、あらゆる関係者が連携し流域全体で実施する治水対策「流域治水」を推進することで、あらゆる洪水に対して被害の軽減を図ることを目指す。

これらの河川整備にあたっては、流域治水整備事業や特定都市河川浸水被害対策推進事業を活用して事業の加速化を図る。

本計画に定めるハード整備実施後も、浸水が想定される区域については、被害対象を減少させるための対策として、雨水貯留浸透施設の整備等を進めるほか、浸水被害を回避するための土地利用規制や住まい方の工夫等の対策を検討する。

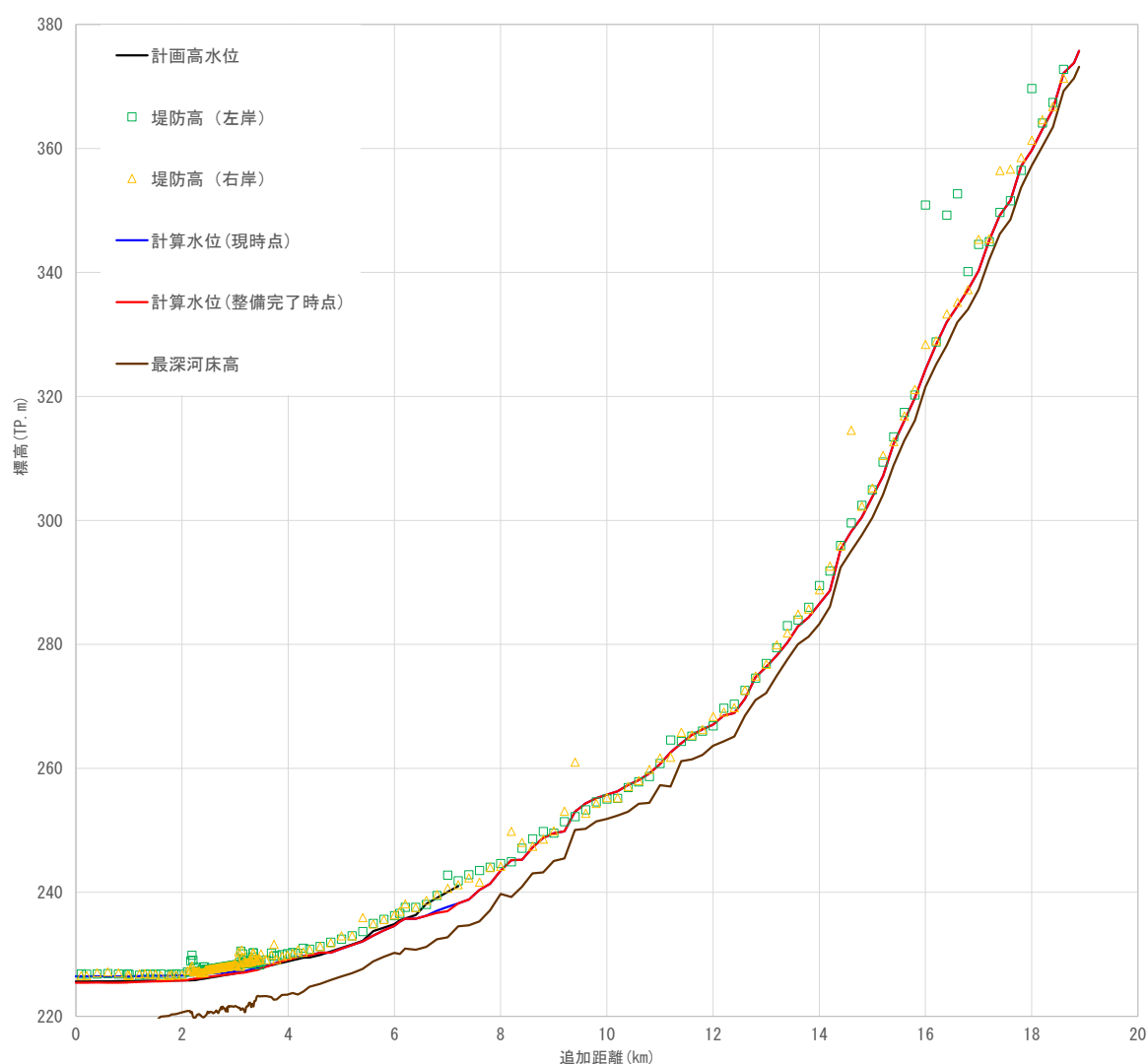


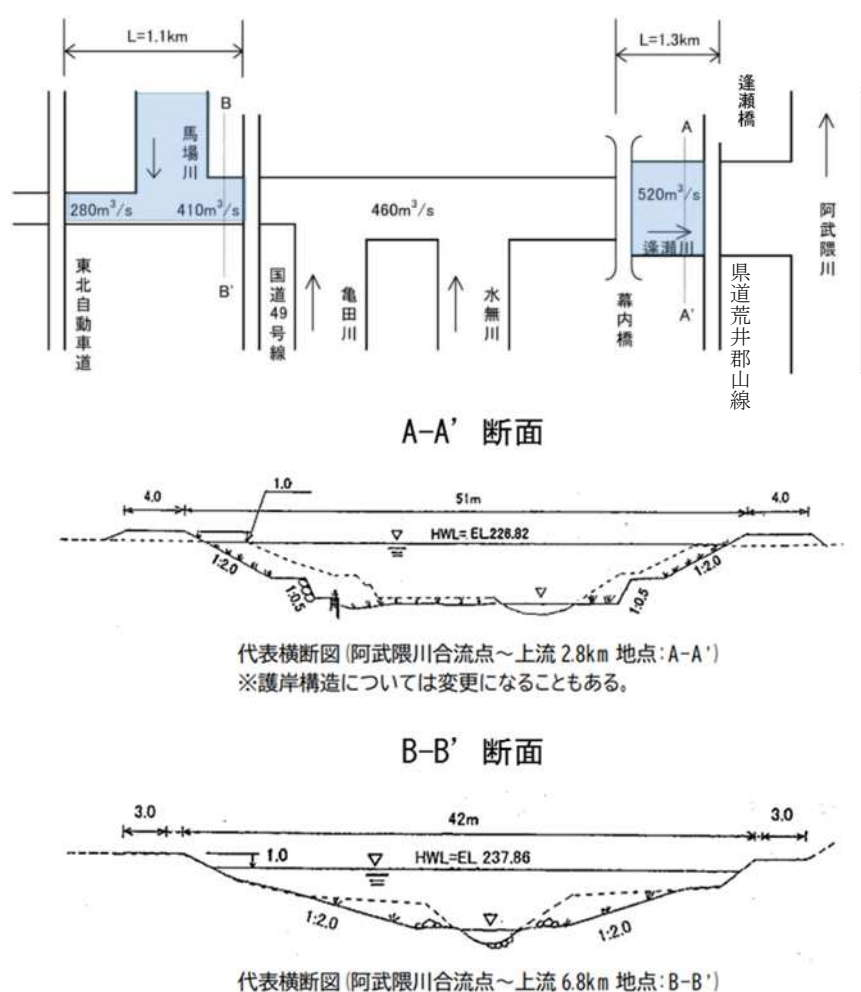
図 4.1 逢瀬川水位縦断図（福島県）

第1節 県が行う河川の整備

逢瀬川流域では、「一級河川阿武隈川水系郡山圏域河川整備計画」に基づき、目標流量を安全に流下させるため、逢瀬川にて河川改修を計画的に実施し、流下能力の向上を図ってきた。河川整備計画に基づく着実な河川改修を実施して、河川改修等により確保された流下能力の維持に努めるとともに、堤防・護岸等の河川管理施設の老朽化対策等、河川の適切な維持管理を実施する。

また、逢瀬川沿川の土地を活用した遊水・貯留機能を鑑みると、本計画で定めた雨量「184.4mm/1日（気候変動を考慮した規模）」に対して現河川整備計画の河川断面で被害を軽減することが可能である。

なお、新たに整備を行う際には、気候変動を踏まえた整備メニューを検討するとともに、効率的な整備を進めていく。



出典：一級河川阿武隈川水系 郡山圏域河川整備計画 福島県 平成 18 年

図 4.2 河川整備範囲

第2節 市が行う河川の整備

市町村が管理する河川や水路等においても、沿川地域の市街地・農地への浸水被害を防止・軽減するため、必要に応じて、伐木、浚渫、河道掘削等の維持管理を行う。

第5章 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備については、今後、必要に応じて検討を行う。

第6章 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項

内水による浸水被害を防止・軽減するため、下水道整備を着実に実施していくことが重要であり、これまで郡山市では、50mm/h※に対応する管渠を整備してきた。「事前防災・減災」や「選択と集中」の観点を踏まえた下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的に、令和6年3月には、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めた「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」を策定した。

今後は、「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」に基づき、管渠等の整備のほか、排水ポンプの増強等の対策を実施していく。さらに、雨水出水浸水想定区域図（令和7年度末に指定）や内水ハザードマップによる情報提供を実施していく。

※「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン対象地区」は、58mm/hに対応する管渠を整備

表 6.1 排水区域ごとの排水能力及び雨水貯留能力（逢瀬川流域）

No.	河川	排水区名	排水区 面積 (ha)	雨水管排水能力		ポンプ場排水能力		雨水貯留能力			
				整備前 (R04年度末) (m ³ /s)	整備後 (m ³ /s)	整備前 (R04年度末) (m ³ /s)	整備後	整備前 (R04年度末)		整備後	
								施設名	(m ³)	施設名	(m ³)
1	逢瀬川	東部第三排水区	180.0	10.23	20.46 ^{※1}	10.23	21.19 ^{※2}	-	-	-	-
2		東部第四排水区	61.5	9.24	9.24	-	-	-	-	-	-
3		東部第五排水区	9.0	-	-	0.25	0.32 ^{※3}	-	-	-	-
4		中部第一排水区	129.2	3.92	3.92 ^{※4}	3.65	4.7 ^{※3}	図景貯留管	5,371	図景貯留管	5,371
5		中部第二排水区	62.4	2.22	2.22 ^{※4}	1.76	2.27 ^{※3}	麓山調整池	1,592	麓山調整池	1,592
6		北部第二排水区	38.0	1.60	1.6 ^{※4}	1.07	1.38 ^{※3}	赤木貯留管	9,160	赤木貯留管	9,160
7		北部第三排水区	35.2	1.80	1.8 ^{※4}	0.99	1.28 ^{※3}	麓山調整池	608	麓山調整池	608
8		大島排水区	93.0	9.66	9.66	-	-	-	-	-	-
9		開成山排水区	382.0	39.35	39.35	-	-	-	-	-	-
10		島排水区	47.0	13.98	13.98	-	-	-	-	-	-
11		大槻川左岸排水区	219.7	9.93	9.93	-	-	-	-	-	-
12		大槻川右岸排水区	150.0	7.33	7.33	-	-	-	-	-	-
13		亀田川左岸排水区	169.1	5.88	5.88	-	-	-	-	-	-
14		亀田川右岸排水区	286.3	5.93	5.93	-	-	-	-	-	-
15		大十内排水区	126.1	13.04	13.04	-	-	-	-	-	-
16		梅田排水区	32.7	4.46	4.46	4.50	4.50	-	-	-	-
17		富久山排水区	57.4	8.52	8.52	-	-	-	-	-	-
18		北向第一排水区	73.0	11.75	11.75	-	-	-	-	-	-
19		北向第二排水区	17.4	5.04	5.04	-	-	-	-	-	-
20		北向第三排水区	43.1	4.02	4.02	-	-	-	-	-	-
21		日吉排水区	186.0	22.20	22.20	-	-	-	-	-	-
22		富田第一排水区	18.6	7.34	7.34	-	-	-	-	-	-
23		富田第二排水区	132.2	16.93	16.93	-	-	-	-	-	-
24		馬場川排水区	66.2	3.02	3.02	-	-	-	-	-	-

※1 149号雨水幹線、180号雨水幹線の整備による排水能力増。

※2 横塚ポンプ場の雨水ポンプ増設による排水能力増。

※3 下水道管理センターのバイパス管の整備による排水能力増。排水能力の増加分は各排水区の面積の割合に応じて配分。

※4 3号幹線放流管は河川水位上昇時に下水道管理センターで強制排水を行うための導水管であるため、排水能力は見込まない。

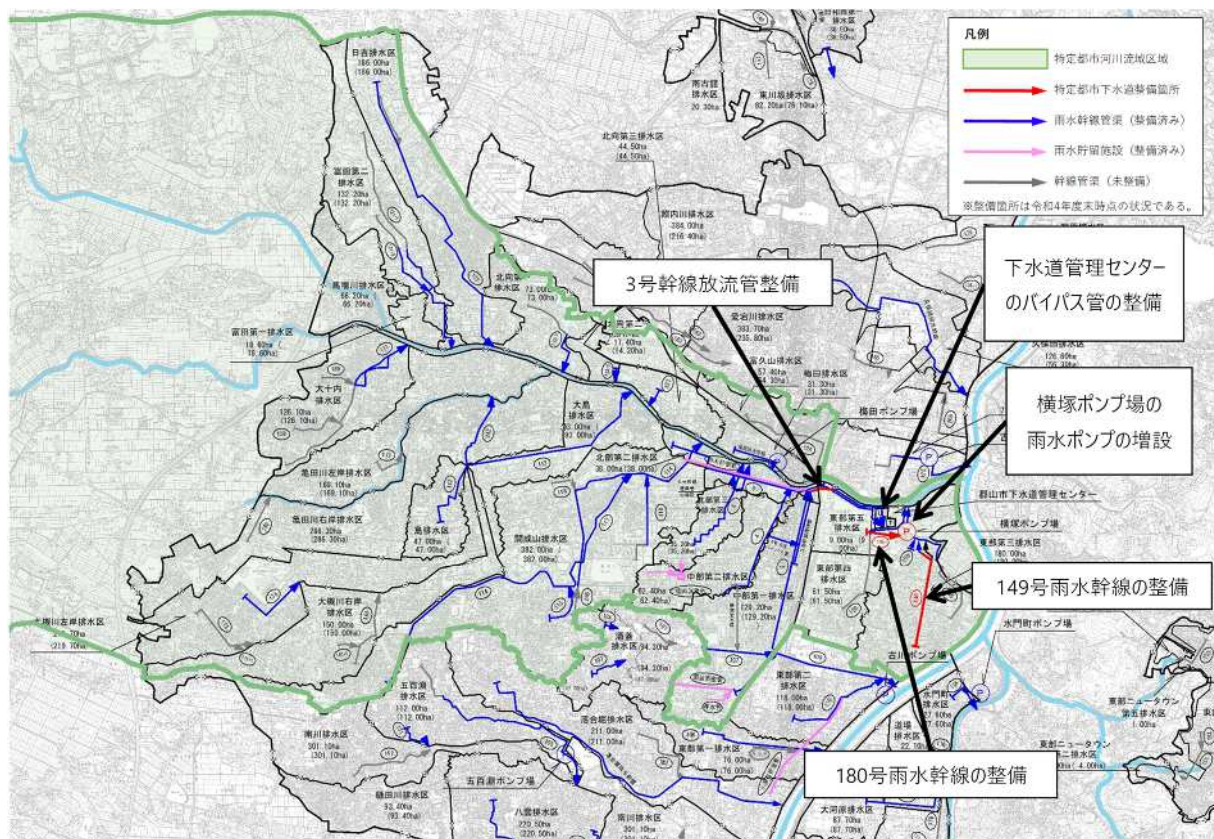


図 6.1 逢瀬川特定都市河川流域 特定都市下水道整備位置図

表 6.2 「郡山市公共下水道雨水管理総合計画」で取り組む段階的対策計画（□：逢瀬川流域内）

No.	排水区・地区		ハード整備		段階的な整備スケジュール	
		区 分	検討内容・整備内容	目 的	当面 ^{注1)} (概ね 5 年)	中・長期 ^{注2)} (概ね 10～20 年)
1	郡山駅前地区	重点地区	土地区画整理事業に合わせた雨水管の整備	排水能力の向上	○	
2	郡山駅前地区	重点地区	3号幹線放流管	下水道管理センター（雨水ポンプ）へ導水し、河川水位上昇時に強制排水することで浸水を軽減	○	
3	大河原地区	重点地区	133号雨水幹線の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	
4	大河原地区	重点地区	枝線管渠の整備	既設雨水管の新設・改修による排水能力の向上	○	
5	東部幹線地区	重点地区	小原田導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	
6	静御前通り地区	重点地区	雨水貯留施設への導水管の整備	雨水貯留施設への集水効率の向上	○	
7	東部第三排水区	一般地区 (高)	149号雨水幹線の整備	内環状線の道路整備に合わせた排水能力の向上	○	○
8	東部第三排水区	一般地区 (高)	180号雨水幹線の整備	雨水管の新設による横塚ポンプ場への導水により、低地部の浸水を軽減	○	○
9	笹川排水区	一般地区 (高)	175号雨水幹線の整備	既設雨水管の改修による排水能力の向上	○	
10	大河原排水区	一般地区 (高)	石塚樋門・ポンプゲートの整備	石塚樋門の整備による排水能力の向上および河川水位上昇時の強制排水（ポンプ排水）能力の強化	○	
11	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区 (高)	浸水原因の埠認	下水道事業による浸水対策実施の必要性や他事業との連携による対策の可否の検討	○	
12	局所的な浸水が発生している排水区	一般地区 (低)	浸水被害に関する情報の整理・蓄積	計画見直しのために必要となる情報の蓄積	○	

注1)「当面（概ね 5 年）」とは令和 10(2028)年度までを指します。

注2)「中・長期期（概ね 10～20 年）」とは令和 15(2033)年度から令和 25(2043)年度を指します。



3号幹線増補管の内部（郡山駅前地区）



図景貯留管築造工事現場見学会の様子（静御前通り地

図 6.2 下水道（雨水）の対策（郡山市）

第7章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第1節 基本的な考え方

特定都市河川流域の下流域は、阿武隈川の水位上昇により、河川からの溢水による外水氾濫のみならず、堤内地の雨水排水が困難となることにより、内水氾濫による浸水被害も発生しやすい地域である。逢瀬川流域の地形特性を踏まえ、本計画で目標とする治水安全度を達成するには、河川改修のみならず、流域から河道への流出の抑制も重要である。

このため、開発等の雨水流出を増大させるおそれのある行為に対し、流出抑制対策（雨水浸透阻害行為の許可）を義務付けるとともに、これらの規制的手法のみならず流域のあらゆる関係者の協働による雨水貯留浸透施設の整備及び水田における雨水流出量抑制の取組（「田んぼダム」）等の雨水の一時的な貯留や浸透に係る取組について関係機関と連携して進める。

これらとあわせて、保水・遊水機能を有する山林・緑地・農地の保全を図る。

また、雨水貯留浸透施設等の機能を維持するため、定期的な点検整備（更新含む）を行うとともに、土砂の流入による容量減、ゴミや流木による排水口の日詰まり、日詰まりによる浸透機能の減少などが生じないように、各管理者による適切な維持管理に努める。

第2節 雨水貯留浸透施設

(1) 公共による雨水貯留浸透施設の整備

流域内の雨水が河川へ急激に流入することを抑制し、内水浸水被害を軽減するため、公共施設の新設等に際して、雨水貯留浸透施設の整備に努める。

また、郡山市においては、既に都市公園として活用されている土地を含め、国・県・市有地や法河川以外の河川を活用した雨水貯留浸透施設等の整備を桑野地区等で検討・実施する。

さらに、雨水貯留浸透施設の設置にあたっては、景観や環境にも配慮するものとし、平常時の多目的利用や震災時等における非常時のオープンスペースとしての活用についても検討するものとする。

表 7.1 逢瀬川流域における雨水貯留浸透施設の目標整備量（郡山市）

地区名	施設名	貯留量（m ³ ）
桑野	桑野調整池（仮称）	5,700
柏山町	柏山調整池（仮称）	1,100
大槻町字六角	六角調整池（仮称）	1,600

(2) 民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備

民間事業者に対しては、雨水貯留浸透施設整備計画の認定制度（第8章に詳述）の周知を図るとともに、開発に伴う防災調整池等の整備の際には、更なる雨水貯留浸透機能を付した施設整備の働きかけなどにより整備促進を図る。

個人住宅等に設置する雨水貯留タンク、雨水浸透枡、浄化槽の雨水貯留施設への転用などの各戸貯留を促進するため、自治体による支援制度の周知活動に取り組み、住民等による流出抑制の取組を推進する。

補助の対象になる条件は?
 市下水道事業計画区域内に雨水活用施設を設置するで、
 市税・水道料金等を滞納していない。です。
 補助の対象になるかどうかは、下記表で判断してください。

施設	補助金額
浄化槽転用等雨水貯留施設	1-100㎡の施設 補助額: 1㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円) 100㎡以上の施設 補助額: 100㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円)
雨水浸透枡	1-100㎡の施設 補助額: 1㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円) 100㎡以上の施設 補助額: 100㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円)
雨水貯留タンク	1-100㎡の施設 補助額: 1㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円) 100㎡以上の施設 補助額: 100㎡あたり 1,000円 (最大 100,000円)

手続きはどうすればいい?
 この手順に沿って、申請書の提出から、補助金の交付までの流れは以下のようになります。

1 浄化槽転用等雨水貯留施設及び雨水浸透枡の場合 (施工前申請)
 申請書提出 → 許可 → 施工 → 完了届・実績報告書提出

2 雨水貯留タンクの場合 (購入前申請)
 申請書提出 → 許可 → 購入して設置 → 完了届・実績報告書提出

申請書はどこにある?
 郡山市下水道局営業課を係窓口 (下水道局1階) にて配布しているほか、
 郡山市下水道局営業課のウェブページからもダウンロードできます。

問合せ先 郡山市下水道局 営業課 係
 TEL.024-932-7666 FAX.024-939-5821
 E-mail: engyo-shikamacity.kanagawa.jp
 〒363-8016 埼玉県郡山市田町1番4号

雨水について考えてみましょう
 雨が降ると、ほとんどの雨水は地面にしみ込んでいきます。しかし、近年は、地面の多くが建物や舗装によって覆われているため、雨水はもっぱら下水道や下水道を通じて川に流れ出ていきます。その結果、大量の雨水が、低い土地での浸水や利用川の氾濫が起きやすくなります。また、雨水が地面にしみ込まないことにより、地下水が減少・枯渇するようになります。このような被害を防ぐためには、河川や雨水の整備だけでなく、降った雨が一度に流れ込まずに、地域全体で貯留浸透能力を高め、雨水の流出を抑制する必要があります。

貯留浸透能力を高める!!
 少しでも雨水は高いところから低いところへ流れ出てしまします。そして、水はけの悪い土地で溜まり、浸水被害が発生してしまうのです。この雨水を浸透枡を使ってできるだけ下にしみ込ませます。また雨水貯留タンクにためて雨水利用することで地域全体の貯留浸透能力を高めることができます。

郡山市ではこれらの施設を公共下水道全体計画区域内において設置する場合、工事費または購入費の2/3を補助しています。みなさんともに雨水の流出を抑制し、浸水に強い安全都市をつくります。
 ※補助金交付の申請は、ウェブページをご覧ください。

雨水浸透枡
 敷地に降った雨水は、雨水浸透枡にしみ込んでいきます。雨水浸透枡は、雨水が地面にしみ込んでいくのを助ける役割を果たします。雨水浸透枡は、雨水が地面にしみ込んでいくのを助ける役割を果たします。

雨水貯留タンク
 敷地に降った雨水は、雨水貯留タンクにためられます。雨水貯留タンクは、雨水が地面にしみ込んでいくのを助ける役割を果たします。雨水貯留タンクは、雨水が地面にしみ込んでいくのを助ける役割を果たします。

出典：郡山市ホームページ ※令和8年（2026年）2月20日更新

図 7.1 雨水活用補助金（浄化槽転用・雨水浸透枡・雨水貯留タンク）の概要（郡山市）

第3節 ため池の治水活用

ため池の貯留容量を積極的に活用して河川等への流出抑制を図るため、放流口の改修など既存のため池の一部改良や、台風の接近など大雨が予測される際には事前放流によりため池の水位を下げる、または、かんがい用水に余裕がある時期にはあらかじめ水位を低下させて雨水を一時的に貯留する機能を確保するなど、ため池の治水活用を必要に応じて検討する。

なお、ため池の治水活用にあたっては、ため池の利水容量を確保して営農に支障が生じないよう配慮するとともに、整備にあたっては農業振興につながる施策との連携に努めるものとする。



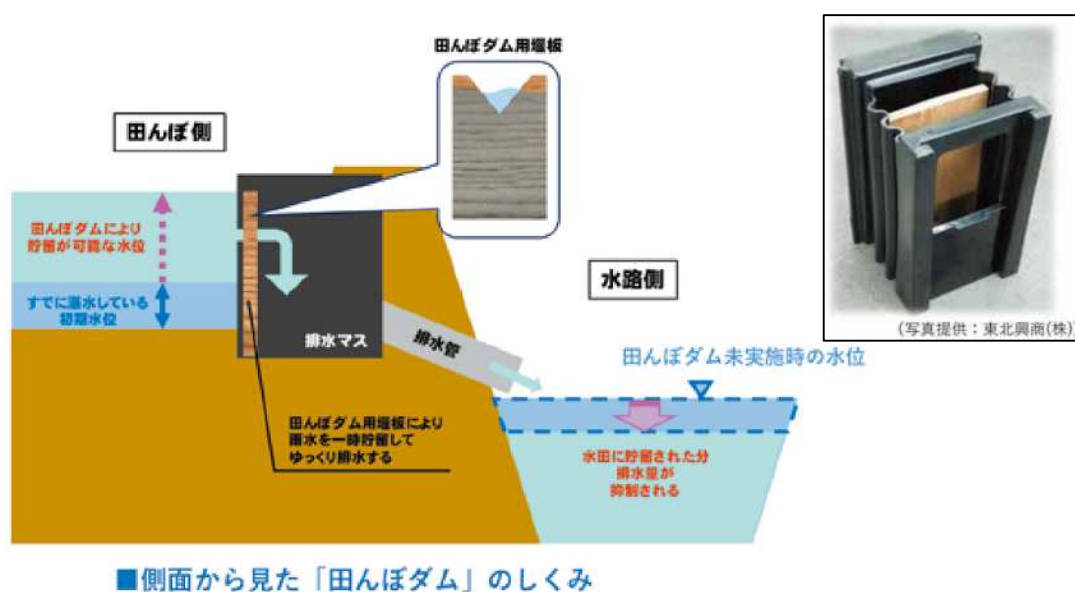
図 7.2 農業用ため池の治水活用のイメージ

第4節 水田貯留（「田んぼダム」の取組）

流域内の水田を対象に、所有者及び耕作者の同意のもと排水口に流出量調整器具を設置することで、排水量を調整する水田の活用（「田んぼダム」）を推進する。

なお、水田の活用（「田んぼダム」）にあたっては、ほ場の整備や水路改修等といった農業振興につながる施策との連携に努めるほか、効果等について流域内で共有を図り、農業者の理解・協力が得られるよう努める。

また、流域治水に関する啓発イベントや水田貯留（「田んぼダム」）に関する研修会等を通じて、水田貯留（「田んぼダム」）の機能や効果について情報発信を行うとともに、流域住民や農業関係者への普及啓発を図り、取組を推進する。



出典：田んぼダム技術マニュアル 令和8年3月 福島県農林水産部農村振興課
図 7.3 水田の活用（「田んぼダム」）の仕組み



模型を用いた取組広報活動の様子
(令和7年9月15日 イオンタウン郡山)



福島県田んぼダム技術検討会議の様子
(令和7年11月25日開催)

図 7.4 「田んぼダム」の普及・推進に係る取組状況（福島県）

第5節 既存の雨水貯留浸透施設等や保水・遊水機能を有する土地の保全

流域内の住宅等に設置された雨水貯留浸透施設は、流域内の浸水被害の防止に有効であることから、その機能の保全に努める。

雨水の一時的な保水・遊水機能を有する森林・緑地・農地の保全や開発抑制などの協力要請を積極的に実施し、これらの機能の保全に努める。

水源かん養機能や土砂流出防止機能等、森林が有する公益的機能の発揮・維持向上を図るため、上流域の森林において、計画的な森林整備を推進するとともに治山事業を実施する。

第6節 特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水浸透阻害行為の許可等

開発等による雨水浸透阻害行為に該当する 1,000m² 以上の行為に対しては、流出雨水量の増加を抑制するための対策工事を義務化し、事前許可制とすることで着実に対策を実施するとともに、その機能の中長期的な維持に努める。

また、対策工事の義務付けの対象外となる 1,000m² 未満の行為に対しては、当該雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を講ずるよう努める。

4. 流域内で雨水の浸透を阻害する行為には「郡山市の許可」が必要となります。

● 逢瀬川流域内の宅地等以外の土地で行う 1000m²以上の雨水浸透阻害行為(土地の締め固めや開発などにより雨水がしみ込みにくくなる行為)には郡山市長の許可が必要になります。

● 許可にあたっては技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要になります。

● 申請窓口での事前相談をお願いします。

■雨水浸透阻害行為の例

「宅地等以外の土地」を「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

耕地 → 宅地

「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置

林地 → 太陽光発電施設

ローラー等により土地を締め固める行為

原野 → 資材置場

土地の舗装(不透水性の材料で覆うこと)

資材置場(未舗装) → 駐車場

対象行為については、福島県の申請窓口にご相談ください。

■対策工事(例)

行為前の土地利用: 水田 1,000m²

行為後の土地利用: 宅地 1,000m²

【対策工事】

浸透マス 16基
浸透トレンチ 170m

敷地面積 40m×25m

- ・建物 400m²
- ・駐車場 600m²

浸透マス

■既に着手している行為の許可の取扱い

特定都市河川浸水対策法第3条に基づく特定都市河川及び特定都市河川流域の指定時点(令和6年7月1日)において次のいずれかに該当する行為については、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- (1) 既に工事に着手している行為
- (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの
- (3) 事業採択されている等、既に事業化されている行為
- (4) 都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業として行う行為で、既に当該事業の施行に係る認可を受けているもの

【問い合わせ先】

福島県 土木部 土木企画課 TEL: 024-521-7548

県中建設事務所 企画調査課 TEL: 024-935-1449

郡山市 建設部 河川課 TEL: 024-924-2701

出典：福島県ホームページ（土木企画課）

図 7.5 雨水浸透阻害行為に関するリーフレット

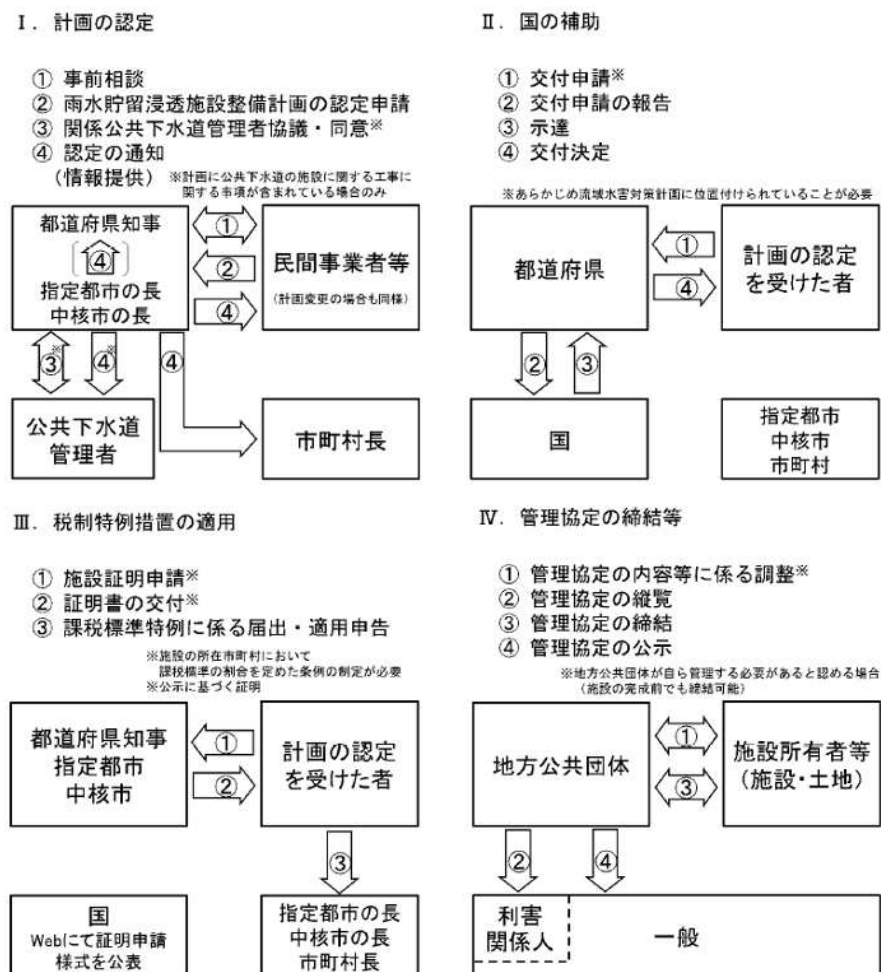
- 37 -

第8章 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項

雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする民間事業者等（地方公共団体を除く）は、特定都市河川浸水被害対策法の基準に適合する場合に、雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画（「雨水貯留浸透施設整備計画」）を作成し、郡山市長の認定を申請することができる。

計画の認定を受けた施設は、国及び地方公共団体による設置費用の補助、固定資産税の減税及び管理協定制度の対象となるものである。

認定権者（郡山市）及び福島県は、制度の趣旨等の周知に努めるとともに、民間事業者等からの事前窓口となって対応を行う。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和5年1月

図 8.1 雨水貯留浸透施設整備計画の認定に係る手続きフロー

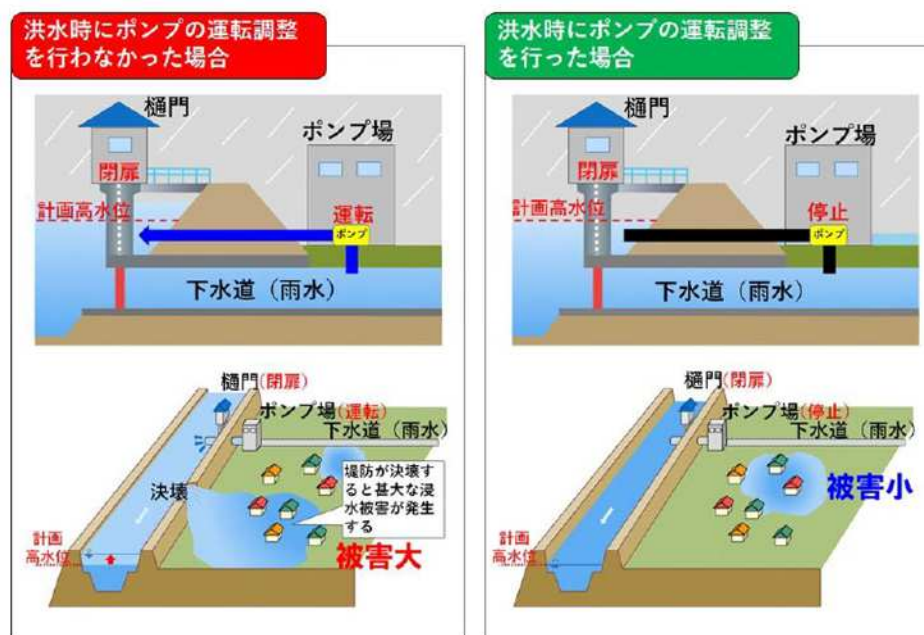
第9章 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項

第1節 基本的な事項

逢瀬川下流沿川には家屋等が密集した市街地が広がっているため、万が一、現在の河川の整備水準を上回る規模の降雨が発生し、河川からの越水及び破堤などにより氾濫した場合には、甚大な浸水被害の発生が懸念される。

本流域内には内水排除のためのポンプ施設が設置されているが、現在の整備水準を超える規模の降雨が生じて外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害が生じるおそれがある場合には、その被害を助長させないこと、また、より効果的に都市浸水を軽減し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減させることを目的としたポンプ施設の運転調整ルールの方策を検討する。

また、運転調整ルールにおいては、河川水位に応じた運転調整の考え方及び外水被害に対する効果や内水被害に及ぼす影響等について、あらかじめ関係住民等へ説明し、社会的合意を得ることが重要である。このため、関係機関の緊密な連携のもと、丁寧なリスクコミュニケーションと周知徹底に取り組む。



出典：大和川流域水害対策計画 R4.5

図 9.1 内水排除ポンプの運転イメージ



地図出典：国土地理院地図

図 9.2 内水排除ポンプの位置図

第2節 連絡・指揮体制、情報共有及び住民への周知

特定都市下水道のポンプ場は洪水時には警戒体制をとり、河川水位に応じて、本川からの逆流防止のための樋門操作や内水排除ポンプの運転調整を行っている場合がある。ポンプ場及び樋門をより効率的かつ効果的に機能させるため、関係機関との情報共有のための体制について検討する。

また、流域住民への理解と避難時の協力を求めるために、事前の周知を十分に行うとともに、流域住民が避難準備等をできるように、適切な情報伝達等についても検討する。

第10章 都市浸水想定区域における土地利用に関する事項

都市浸水想定に加え、雨水出水（内水氾濫）浸水想定区域、過去の浸水実績図、治水地形分類図などからハザード情報などを把握するとともに、流域の土地利用の現況や人口・資産の集積状況などを把握し、水害リスクを評価する。そのうえで、今後、都市浸水想定ブロック毎に、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性を検討する。

なお、水害リスクの評価や土地利用について留意すべき事項等の検討にあたっては、「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン（令和3年5月）」を参考とするとともに、河川、下水、都市、農林、防災その他の関係する部局が連携し、都市計画などのまちづくりに関する計画等との整合・連携を図る。

郡山市は令和3年（2021年）に立地適正化計画を改定して、防災上の配慮から浸水想定区域等を考慮したうえで、居住や都市機能を誘導する地域の設定を行い、また、洪水や内水に対する防災・減災対策を防災指針の取組方針に掲げて施策を実施している。

都市浸水想定において、ハード整備後も水害リスクが残る地域においては、都市計画などのまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方向性を十分に整理した上で、追加すべき浸水被害対策の検討をしていくものとする。また、宅地嵩上げ等の実施にあたっては、水害リスクを踏まえた土地利用の方向性に沿って対策を講じるものとする。

内水被害が頻繁に発生する地域においては、当該区域の居住者に災害リスクをわかりやすく提示し、リスクの低いところに誘導するための所要の措置を講じる等、都市計画やまちづくりに関する計画等も踏まえ、土地利用の方針について検討する。

表 10.1 地区毎の土地利用状況を考慮した浸水被害対策

地区	土地の利用について 留意すべき事項	浸水被害対策の検討
若葉町・桜木 一丁目周辺 地区	主に1階建てと2階建ての建物で構成されている住宅地である	- 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する - 災害に備えて河川水位等の監視を強化する - 災害リスクの視覚化等により防災意識の向上を図る - 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る
郡山駅周辺 地区	郡山駅の東側には病院や商業施設などの生活利便施設が集積していることから、浸水時にもそれらの機能を維持するとともに、被災した場合には早期に復旧することが求められる	- 災害リスク低減のため建物構造の工夫や盛土等の支援策を検討する - 災害に備えて河川水位等の監視を強化する - 災害リスクの視覚化等により防災意識の向上を図る - 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る - 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する
図景周辺 地区	主要地方道郡山停車場線のロードサイドの1階建てから2階建ての店舗と住宅が混在する地区である	- 災害リスクの視覚化等により防災意識の向上を図る - 適切な情報発信により、住民の避難行動の迅速化を図る - 浸水時の安全確保のため、道路冠水の監視を強化する

※「郡山市立地適正化計画」（令和3年3月31日改定）を基に作成

第11章 貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針

特定都市河川流域における浸水の拡大を抑制する観点から、洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、「貯留機能保全区域」に指定できるものとする。

また、浸水被害が頻発し、住民等の生命や身体に著しい危害が生じるおそれがある区域については、住民等の生命及び身体の保護を目的として、「浸水被害防止区域」に指定できるものとする。

これらの区域の指定の検討にあたっては、都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項を踏まえ、関係部局（河川、下水道、都市計画、農林、防災その他の関係部局）が緊密に連携して対応するものとする。河川管理者等は、指定権者に対して、必要な情報提供、助言その他の支援を行う。

第1節 貯留機能保全区域の指定の方針

河川沿いの低地や窪地等は、雨水等を一時的に貯留し、流域の浸水拡大を抑制する重要な機能を有している。これらの土地は、これまで農地等として利用され、その機能が維持されてきたところである。今後、気候変動に伴う降雨量の増加が見込まれる中、こうした貯留機能を将来にわたり可能な限り活用することが求められることから、地元合意を図りつつ法第 53 条に基づき貯留機能保全区域として指定することができる。

逢瀬川の沿川には、低地や窪地等の遊水・貯留機能を有し、流域の浸水拡大を抑制できる土地が存在しており、これらの機能を確実に効果的に活用することが治水対策上重要であり、今後の降雨量の増加に対応するため、貯留機能を保全する区域の指定に向けて、関係機関と連携し、取組を進める。

また、取組を進めるにあたっては、排水ポンプ設置など区域指定後の対応も併せて検討する。

なお、貯留機能保全区域の指定にあたっては、関係機関が緊密に連携し、地域の意見を丁寧に聞きながら、当該土地の所有者の同意を得ることとし、適時、計画の見直しを行う。

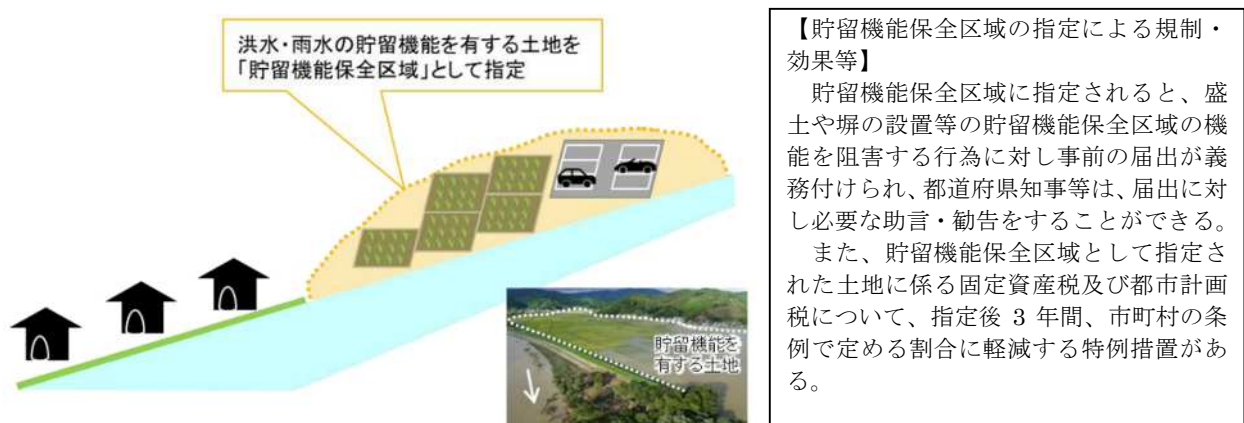


図 11.1 貯留機能保全区域のイメージ

第2節 浸水被害防止区域の指定の方針

浸水被害防止区域は、洪水が発生した場合、生命・身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地に対して、開発規制・建築規制を措置することで、高齢者等の要配慮者をはじめとする住民等の生命・身体を保護するために指定を行うものとする。

逢瀬川流域の都市浸水想定区域の中には市街地が形成されている箇所があり、対策実施後も浸水リスクが残る地域があるため、逢瀬川流域において現地の地形特性、市街化調整区域等、水災害リスクを踏まえた安全なまちづくりとの整合を考慮し、必要に応じて検討を行うものとする。また、浸水被害防止区域の指定後についてもハード整備の進捗により水災害リスクが低減した場合には区域を縮小することを検討する。

指定は、福島県知事が郡山市長からの意見聴取等を実施し、関係者の意向を十分踏まえた上で、法に基づき行うものとする。



出典：解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン 令和5年1月

図 11.2 浸水被害防止区域のイメージ図

第12章 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項

第1節 リスクコミュニケーションの充実

流域のあらゆる関係者によるリスクコミュニケーションの充実に、減災対策協議会等による関係機関との連携強化や市町村等とのホットラインによる河川情報の共有、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は被害の最小化を図るため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成・周知、住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進、小中学校や地域を対象とした水災害教育の実施、災害時における関係機関及び住民との避難行動の判断に必要な河川水位に関する迅速な情報提供・収集に向けた取組等を推進する。

具体的には、流域内のあらゆる関係者が水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組むように出前講座やシンポジウム等を通じ防災意識の啓発を行うとともに、防災アプリによる住民への情報発信、浸水センサ設置による浸水状況の把握等に取り組む。

また、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や実施義務化されている避難訓練の徹底を図るとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等を通じて避難確保の実効性を高める。さらに、地域包括支援センターを活用し、要配慮者の防災アプリ導入・活用を支援するための出前講座を開催する等、早期避難に資する取組を行う。



防災講習会の様子（県）



図上訓練の様子（県）



防災教育出前講座（講習）の様子（県）



防災教育出前講座（講演）の様子（県）

図 12.1(1) リスクコミュニケーションの充実に関する取組



小学生に対する出前講座
(郡山市内小学校)



福島県自主防災組織リーダー研修会
(郡山市役所正庁)

図 12.1(2) リスクコミュニケーションの充実に関する取組



(郡山市洪水ハザードマップ(左)、内水ハザードマップ(右))

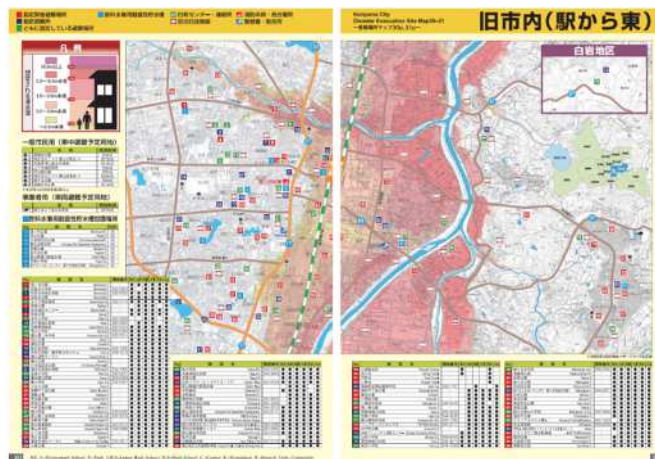


図 12.1 (3) リスクコミュニケーションの充実に関する取組



図 12.1(4) リスクコミュニケーションの充実に関する取組



(郡山市防災ウェブサイト)

図 12.1(5) リスクコミュニケーションの充実に関する取組

第2節 洪水時及び災害発生時の情報収集・伝達

河川管理者は、水防管理者（市町村長）・消防署・警察署・流域住民に対して、洪水被害発生時における住民の適切な避難判断、行動を支援するために、洪水に係わる正確な情報を迅速に提供する。

なお、流域住民への情報提供にあたっては、放送メディアやインターネット等の様々な媒体を活用し、映像や図等の多様な手法で分かりやすい情報の伝達に努める。また、携帯電話等へのメール配信により、大雨、洪水などの防災情報を提供する。

特に、高齢者等の要配慮者への情報提供にあたっては、早期の情報発信により逃げ遅れによる被害を防止する。また、通勤・通学者、旅行者等の流域外からの来訪者や外国人に対する水害情報発信においては、流域住民とは異なる行動特性を考慮し、平時からの情報提供、災害時の多言語・多手段による情報伝達に務める。

また、近年多発している局地的な大雨に対しては、気象庁の「キキクル（危険度分布）」「雨雲の動き」「今後の雨」、県の「福島県河川流域総合情報システム」、「福島県防災ポータル」及び「福島県防災アプリ」、国土交通省の「川の防災情報」や水害リスクライン（国管理河川の洪水の危険度分布）を活用するなど面的で高精度な降雨情報の提供に努める。

さらに、小型・長寿命・低コストの「ワンコイン浸水センサ」を設置し、流域内に配置することで、堤防の越水や決壊、周辺地域の浸水状況を速やかに把握する。また、浸水状況を可視化し、災害後の対応の迅速化に努める。

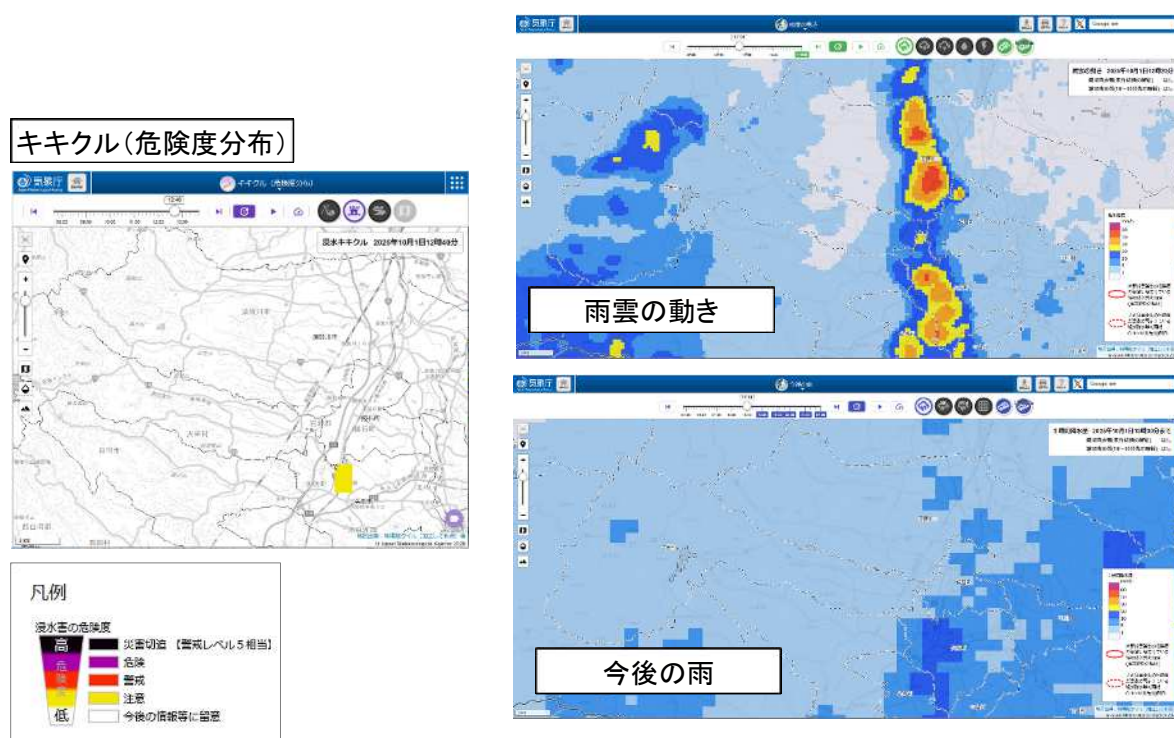


図 12.2 面的な降雨情報（気象庁）の情報画面

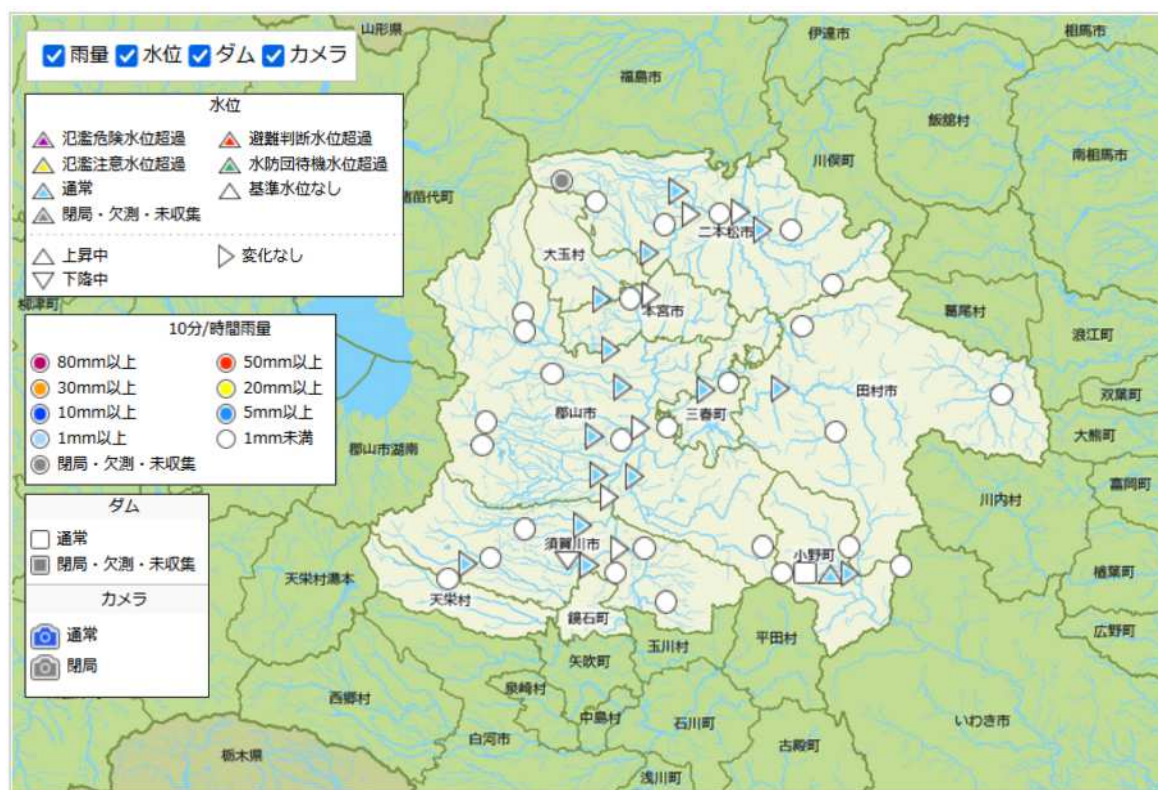


図 12.3 福島県河川流域総合情報システム（中通り北部 概況図）の情報画面

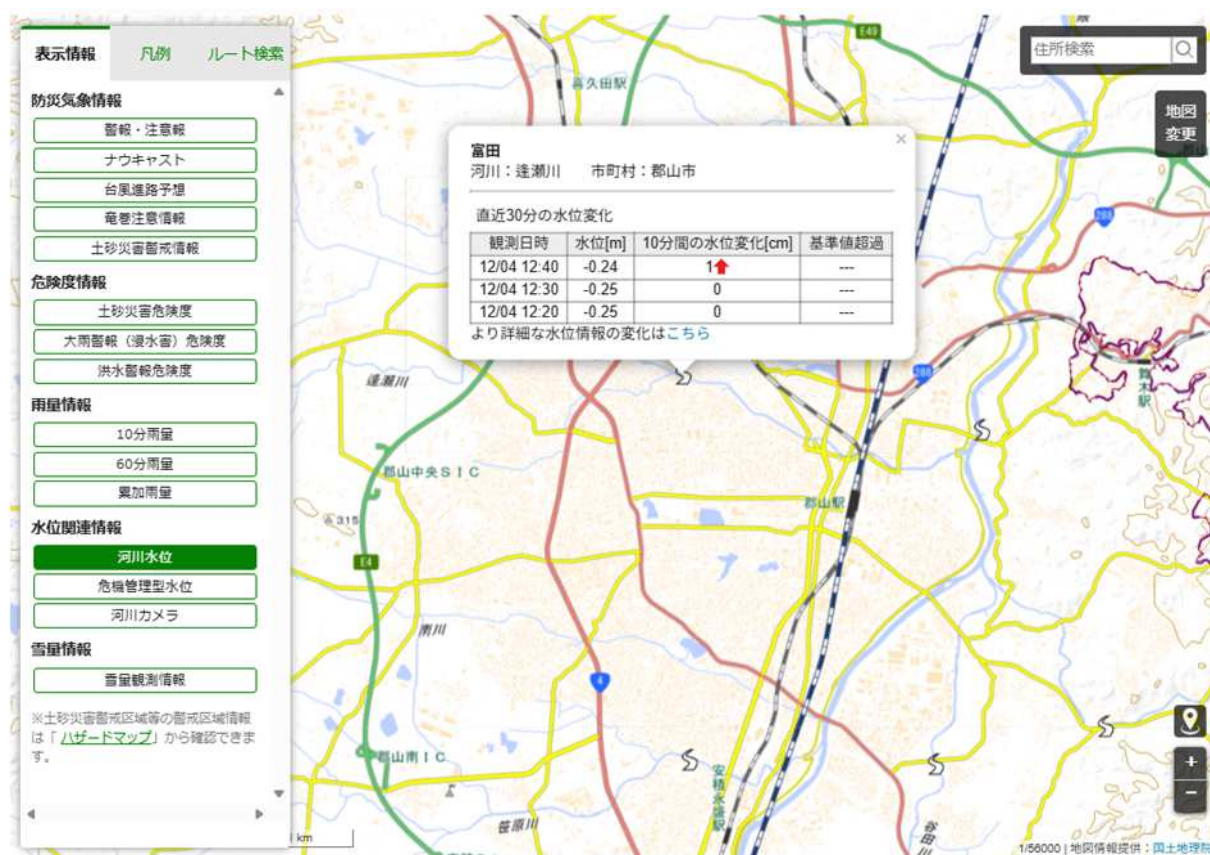


図 12.4 福島県防災ポータルの情報画面（逢瀬川：宮田）

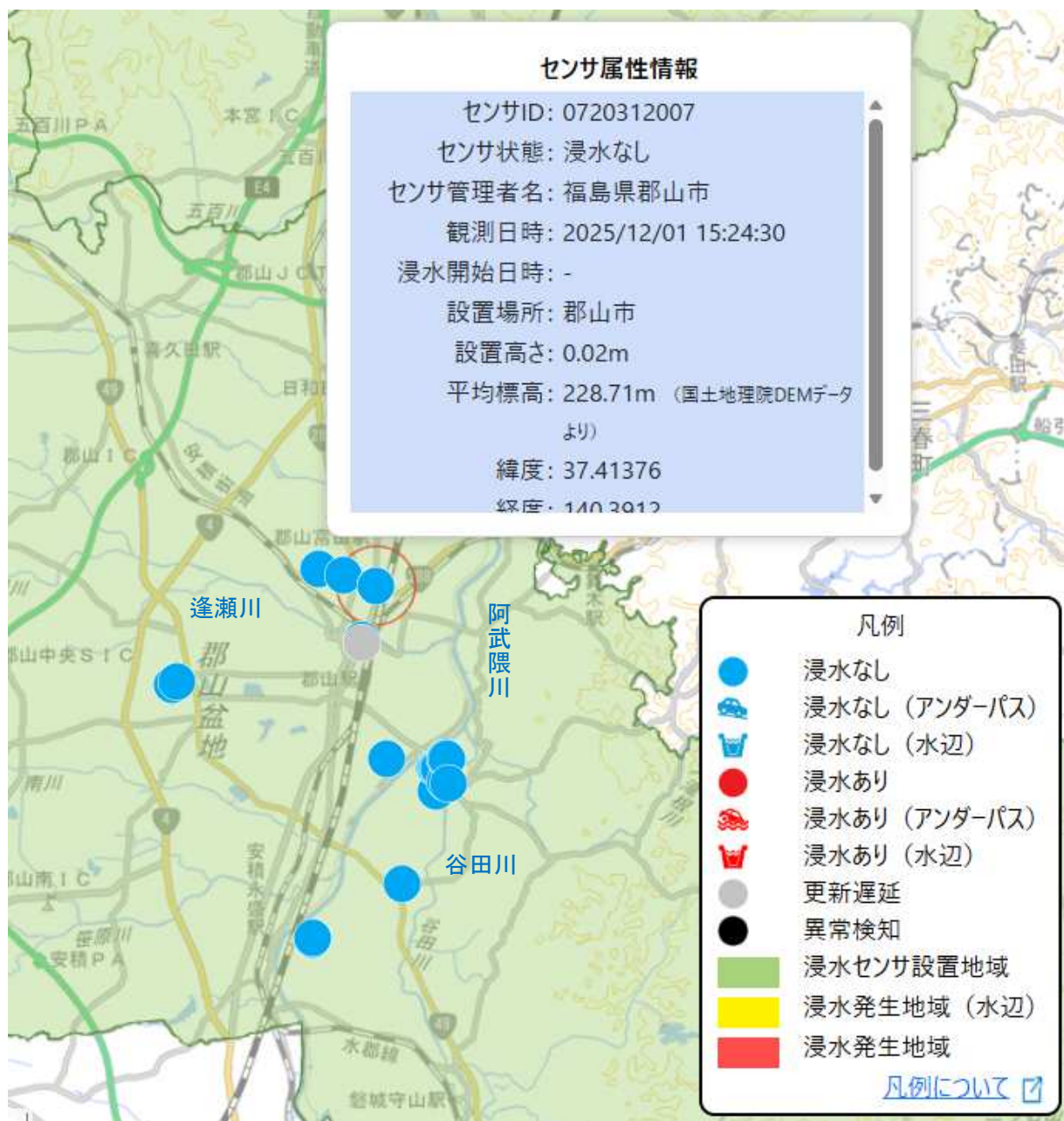


図 12.7 浸水センサ表示システム（実証実験中）より、逢瀬川沿川（郡山市）の情報画面

第3節 大規模氾濫に関する減災対策

平成 27 年（2015 年）9 月関東・東北豪雨や平成 28 年（2016 年）8 月の台風第 10 号等により、中小河川でも氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済損失が発生したことを踏まえ、福島県では市町村などの関係機関と連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成 21 年度（2009 年度）に設立した県内 8 方部の「水災害対策協議会」を水防法に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として位置づけて、各方部の減災に係る取組方針を策定した。

逢瀬川流域では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく県中方部の減災に係る取組方針（平成 29 年（2017 年）12 月 7 日策定、令和 4 年（2022 年）5 月 30 日一部改定）をとりまとめ、減災対策に取り組んでいる。その後、令和元年東日本台風（2019 年 10 月台風第 19 号）による被災を踏まえ、県中方部において、表 12.1 に示すとおり総合的な治水対策に向けた取組を推進している。

引き続き、「阿武隈川水系流域治水プロジェクト 2. 0」等の取組や、社会情勢の変化に応じて総合的な治水対策に向けた取組を適宜検討しながら、関係機関が一体となって防災・減災の取組を推進する。また、避難行動要支援者の水害への対応として、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等による、地域の課題として水害への対応を検討していく。

表 12.1 総合的な治水対策に向けた取組の対応方針
（第 5 回県中方部水災害対策協議会：令和 2 年（2020 年）1 月 16 日）

【ハード対策】

NO	項 目	取組内容
1	災害復旧事業及び改良復旧事業の進捗	・ 災害査定の円滑な実施と改良復旧事業の採択に向けた国との調整を進める

【ソフト対策】

NO	項 目	取組内容
1	危機管理型水位計の拡大	・ 危機管理型水位計について、第 5 回協議会（令和 2 年（2020 年）1 月）で説明した箇所は、設置が完了し運用を開始^{※1} ・ 今後、市町村の要望等を確認しながら、更に設置箇所の拡大に取り組んでいく
2	河川監視カメラ設置の拡大	・ 河川監視カメラについて、順次設置を進める^{※2} ・ 今後、市町村の要望等を確認しながら、更に設置箇所の拡大に取り組んでいく
3	洪水浸水想定区域の公表の前倒し・拡大	・ 水位周知河川及び洪水予報河川について、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の公表スケジュールの前倒しを図る ・ また、洪水浸水想定区域の策定対象河川の拡大についても検討を進めていく
4	取組方針への土砂災害対策の追加	・ 平成 31 年（2019 年）1 月 29 日に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定に、土砂災害対策が新たに盛り込まれたことから、取組方針を改定する
5	利水ダム管理者の参画	・ 平成 31 年（2019 年）1 月 29 日に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定に、利水ダムの管理者の参画が盛り込まれており、台風第 19 号による対応が話題となったことから、参画していただいた

※1 危機管理型水位計設置済箇所（令和 2 年（2020 年）1 月 16 日時点）：逢瀬橋（逢瀬川）

※2 令和 2 年度までの河川監視カメラ設置予定箇所（令和 2 年（2020 年）1 月 16 日時点）：郡山市若葉町（逢瀬川）

第13章 その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

第1節 阿武隈川（合流先河川）の河川整備

逢瀬川は阿武隈川に合流するため、阿武隈川本川の水位が高くなると、逢瀬川の排水が困難となるおそれがある。このため、阿武隈川本川では、「阿武隈川河川整備計画（大臣管理区間）」及び「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」を踏まえ、阿武隈川本川の河道掘削を引き続き推進するとともに、阿武隈川上流（鏡石町・矢吹町・玉川村）において阿武隈川上流遊水地群を整備する。



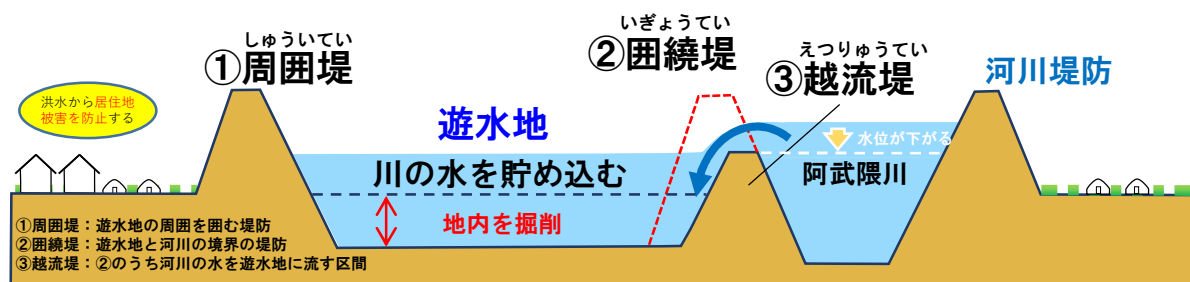
※全体計画約 230 万 m³のうち、郡山市街地から下流を中心に約 170 万 m³（約 8 割）を完了（令和 7 年 3 月末時点）。

図 13.1 「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」における河道掘削箇所



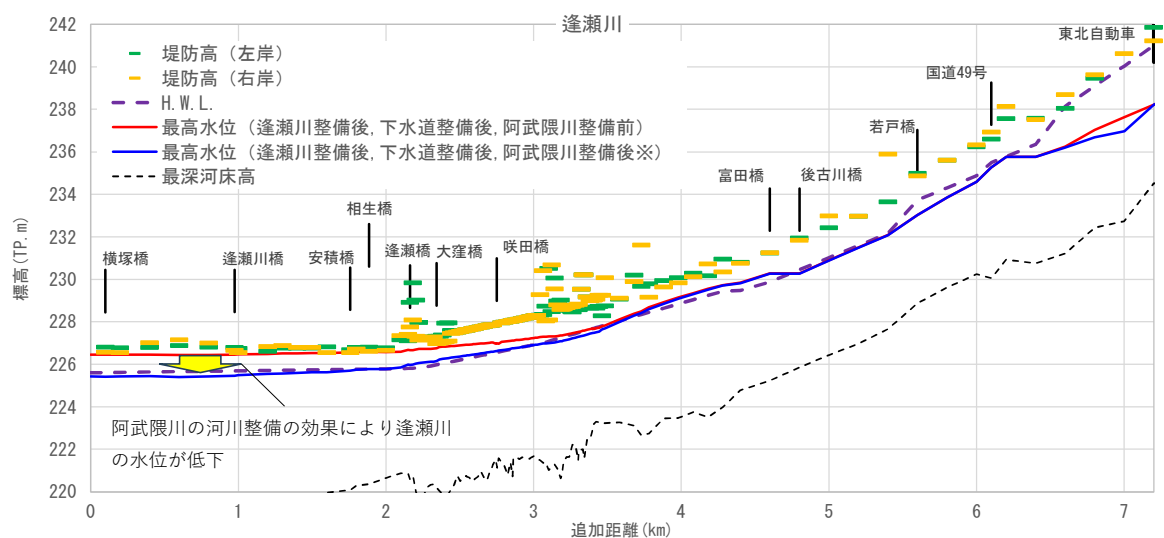
※遊水地の範囲は、今後、詳細設計を経て決定するもので、最終的なものではありません。

図 13.2 阿武隈川上流遊水地群の位置図



遊水地は、洪水時に河川の水を一時的に貯め込み、地先と下流側の水位を下げる。阿武隈川上流遊水地群では、地権者の皆様から貴重な土地を提供いただいた上で地盤を掘り下げ容量を確保する。

図 13.3 阿武隈川上流遊水地群の役割



※阿武隈川整備後：阿武隈川水系河川整備計画〔大臣管理区間〕（令和7年12月）に位置付けた河川整備実施後

図 13.4 阿武隈川の整備前後における逢瀬川の水位縦断面図

第2節 浸水区域における建築物の浸水対策・耐水化

低地地域のうちでも特に低い地域では、その地形特性から浸水被害発生時には重大な被害が発生するおそれがある。このような地区内に位置する建築物については、高床化や耐水化、止水壁の増設等といった対策を奨励し、浸水被害発生時においても人命や財産（生活・家財・設備機器等）等の被害をできる限り軽減させるよう努める。

郡山市では、住宅、店舗、事務所等に、止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を行なう流域住民等に対して、補助金を交付し、浸水被害の軽減を図っている。また、大雨や台風に備え、市有地や公共施設に土のうを保管し、道路冠水による浸水被害が発生する恐れがある場合に、土のうを配布できる体制を整備している。

今後、これらの制度が積極的に活用されるよう関係機関が連携して、制度の周知に努める。



止水板設置等工事費 補助金のご案内

浸水被害の軽減を図るため、住宅・店舗・事務所等に、
止水板を設置する方に対し、補助金を交付します。



対象者

- ・郡山市内の浸水の被害があったと郡山市上下水道事業管理者が認める区域における建物等の所有者又は使用者で、浸水対策として止水板設置等工事を行おうとする方。

補助金額

- ・止水板の設置及びその設置に伴う関連工事の **2分の1** の額とし、一の建物等につき **30万円** を限度とします。（ただし、補助金の交付は一の建物等につき一回を限度とし、100円未満数切り捨て）

補助対象内訳

- ・止水板本体費（建物等の出入口等に設置し、取り外し又は移動が可能なもので、金属板等浸水に耐える材質のもの）
- ・止水板の設置工事費
- ・その他の止水板設置等工事に要する経費

詳細な手続き等は、裏面をご覧ください。

図 13.5 止水板設置等工事費補助金の案内（郡山市）



図 13.6 土のうの配布実施状況（郡山市）



図 13.7 土のうの設置（郡山市）

第3節 浸水被害の早期解消対策

排水ポンプ車等の配備により、浸水被害の防止・軽減・早期解消に努める。出水時に迅速な排水作業ができるよう、排水ポンプ車の操作訓練を実施し、体制・連携の確認を行う。

また、既存の内水排水用ポンプについても、より効果的に運用できるよう河川整備の進捗を踏まえつつ、必要に応じて操作方法の見直しを検討する。



(福島県)



(郡山市)

図 13.8 排水ポンプ車の配備



ポンプ設置



ホース設置



排水作業

図 13.9 国と合同で実施した排水ポンプ車の操作訓練（郡山市）

第4節 計画対象降雨以外のあらゆる降雨への対応

計画対象降雨以外の想定し得るあらゆる洪水が発生することも想定し、地形条件等により水位が上昇しやすい区間や、氾濫した場合に特に被害が大きい区間等における氾濫の被害をできるだけ抑制する対策等を検討する。その際、各地域及び流域全体の被害軽減、並びに地域の早期復旧・復興に資するよう、必要に応じて関係機関において連絡調整を図る。

さらに、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすために、流域内の土地利用や雨水貯留等の状況の変化等の把握及び治水効果の定量的・定性的な評価を関係機関と協力して進め、これらを流域の関係者と共有し、より多くの関係者の参画及び効果的な対策の促進に努める。

第5節 流域水害対策計画の計画管理

河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体は、あらゆる関係者と連携し、事業の進捗状況及び流域の変化について多面的な視点から定期的にモニタリングを実施し、「逢瀬川流域水害対策協議会」に報告するとともに、浸水被害対策による効果等を適切に評価する。なお、計画管理項目は以下に示すとおりである。

これに加え、流域における浸水被害の発生状況も踏まえ、浸水被害の防止または軽減のため、地域住民や民間事業者、学識経験者などの意見を聞き、計画の効果的な実施・運用に向けた改善を図るとともに、事業の進展に伴う整備内容の変更や気候変動による降雨量増を踏まえた新たな事業計画が策定された場合など、適宜、計画の見直しを行う。

表 13.1 計画管理項目

① 事業の進捗状況	・ 河川事業、下水道事業及びその他の者が実施する事業の取り組み等
② 流域内の開発状況	・ 郡山市における流域内の開発箇所及び面積
③ 雨水貯留浸透施設等の整備状況	・ 河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設の位置及び容量等 ・ 雨水浸透阻害行為に該当する 1,000m ² 以上の行為により設置された雨水貯留浸透施設の位置及び容量等 ・ ため池等を治水利用した場合の取組状況 ・ 水田貯留を実施した水田の位置及び面積 ・ 貯留機能保全区域等の指定箇所及び面積 ・ その他、逢瀬川流域水害対策計画として実施した事項等
④ その他	・ 流域における浸水被害の発生状況（浸水実績等） ・ その他計画管理に必要な事項

